

衆議院

文部科学委員会會議録 第十四号

平成十三年六月一日(金曜日)

午後三時開議

出席委員

委員長 高市 早苗君

理事 齊藤斗志二君 理事 鈴木 恒夫君

理事 田野瀬良太郎君 理事 高橋 一郎君

理事 平野 博文君 理事 藤村 修君

理事 西 博義君 理事 都築 讓君

理事 岩崎 忠夫君 理事 小淵 優子君

理事 岡下 信子君 理事 河村 建夫君

理事 北村 直人君 理事 砂田 圭佑君

理事 谷垣 禎一君 理事 谷田 武彦君

理事 谷本 龍哉君 理事 馳 浩君

理事 林 省之介君 理事 増田 敏男君

理事 松野 博一君 理事 水野 賢一君

理事 森岡 正宏君 理事 大石 尚子君

理事 鎌田さゆり君 理事 武正 公一君

理事 葉山 峻君 理事 肥田美代子君

理事 松原 仁君 理事 山口 壯君

理事 山谷えり子君 理事 山元 勉君

理事 池坊 保子君 理事 齊藤 鉄夫君

理事 石井 郁子君 理事 児玉 健次君

理事 中西 續介君 理事 山内 恵子君

理事 松浪健四郎君

文部科学大臣 遠山 敦子君

文部科学副大臣 岸田 文雄君

文部科学大臣政務官 池坊 保子君

政府参考人 矢野 重典君

政府参考人 文部科学省初等中等教育局長 矢野 重典君

政府参考人 文部科学省高等教育局長 工藤 智規君

政府参考人 厚生労働省職業能力開発局長 酒井 英幸君

政府参考人 厚生労働省職業能力開発局長 酒井 英幸君

文部科学委員会専門員 高橋 徳光君

委員の異動

六月一日

辞任

岡下 信子君

杉山 憲夫君

牧 義夫君

松沢 成文君

同日

辞任

岩崎 忠夫君

北村 直人君

武正 公一君

松原 仁君

補欠選任

岩崎 忠夫君

北村 直人君

松原 仁君

武正 公一君

補欠選任

岡下 信子君

杉山 憲夫君

松沢 成文君

牧 義夫君

六月一日

奉仕活動の強制、出席停止措置の拡大などを内容とする教育関連法案反対に関する請願(赤嶺 政賢君紹介(第二三四二号))

同(石井郁子君紹介(第二三四三号))

同(木島日出夫君紹介(第二三四四号))

同(児玉健次君紹介(第二三四五号))

同(佐々木憲昭君紹介(第二三四六号))

同(志位和夫君紹介(第二三四七号))

同(塩川鉄也君紹介(第二三四八号))

同(中林よし子君紹介(第二三四九号))

同(春名真章君紹介(第二三五〇号))

同(松本善明君紹介(第二三五一号))

同(山口富男君紹介(第二三三二二号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出第四三三三号)

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

〇高市委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として文部科学省初等中等教育局長矢野重典君、高等教育局長工藤智規君、厚生労働省職業能力開発局長酒井英幸君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇高市委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇高市委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鎌田さゆり君。

〇鎌田委員 こんにちは。民主党の鎌田さゆりでございます。遠山大臣、初めまして。どうぞよろしくお願いたします。

教育三法案、幾つか御質問を進めていく前に、小泉改革断行内閣の女性閣僚の一人として、聖域なき改革ということに関連してちょっとお伺いをします。この聖域なき改革というものはもちろん教育という分野も含まれると思うんですけど、地方交付税の削減等、歳出大幅見直しの中で進められる改革、この改革で、財政難を理由に教育にもその影響が及ぶのではという懸念があることは現実否めないと思うんですけど、そのことに対して、文部大臣としてどのように受けとめて、どのような姿勢で臨まれていくでしょうか、お伺いします。

〇遠山国務大臣 小泉総理は所信表明演説におきまして、今御指摘のように、経済、財政、行政、社会、政治の分野における構造改革を進めるということで、「聖域なき構造改革」に取り組むと述べられております。このことは、教育の分野においても例外ではないと考えております。

現在進めております教育改革、これに取り組んでいくことが一つの構造改革に当たろうかと思っておりますが、一方で、改革のための投資につきましては、教育への投資を惜しんでは改革は断行できない、これは教育改革国民会議の報告でも述べられておりまして、教育改革のための必要な投資を行うことは大変大事だと思っております。私は、未来への先行投資である教育の改革に向けて、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

〇鎌田委員 今の答弁で若干懸念は払拭できたのかなと。少なくとも、人材への投資、未来への投資というところで、大臣としての今のおっしゃった意気込みはお忘れにならずに、財政難が理由で教育にマイナスの影響が出るようなことが決してないようにお取り組みを進めていただきたいと強く要望したいと思います。

ところで、地方教育行政の法律の一部を改正する法律案について伺います。

不適切教員について伺いますけれども、改めてお伺いします。何ゆえにこの法改正が必要だと大臣はお考えですか。

〇遠山国務大臣 申すまでもありませんけれども、学校におきます教員と児童生徒のかかわりというものは、これはいわば宿命的な関係でもありま

して、もしある子どもにとっていい先生でなければ、大変その影響力は大きいわけでございます。児童生徒への指導が不適切な教員の存在といえます。児童生徒、保護者、さらには地域社会の、学校や教員に対する信頼を大きく揺るがすというふうなことであることから、このような教員への対応は重要な課題でございます。

既に、平成十一年の教育職員養成審議会答申などにおきましても、そのことの重要性が述べられておりまして、各都道府県教育委員会に対して、適格性に問題のある教員について継続的に指導、観察、研修を行う体制を整備するとともに、必要に応じて、分限免職等の分限処分を迅速かつ適正に行うよう指導してきたところであります。

また、昨年十二月の教育改革国民会議報告におきましては、効果的な授業や学級経営ができない教師については、他職種への配置がえを命ずることを可能にする道を広げ、最終的には免職の措置を講ずるというような提言があるわけでございます。

今回の法律改正は、この報告も踏まえまして、児童生徒への指導が不適切で、かつ、研修等の措置を講じても適切に指導することができない市町村立の小中学校等の教員について、分限免職等までに至らない者であっても都道府県の教員以外の職に転職させることができるという道を開こうとするものでございます。

○鎌田委員 大臣、改めてお願いします。今の最後の、多分行数で言う二行ぐらいが、私の質問への答えだったと思うんですね。最初から途中まではほとんど今日までの経過の御説明で、最後の、分限免職に至らないまでも云々の、そこが答えだったと思うので、三十分しか私は時間がありませんので、済みませんが、よろしく願います。

平成十二年度、昨年度一年間、十六都道府県の指定都市教育委員会が実施した、指導力不足教員に関する人事管理のあり方、これの報告は出ていますでしょうか。

さらに、この調査研究ですけれども、十三年度、今年度は全都道府県指定都市教育委員会に拡大して行うというのですが、それぞれの報告やその姿というものはいつ見えてくるのでしょうか。

○岸田副大臣 指導力不足に関する調査研究は、平成十二年度から原則として三年間で実施することとなっております。現在、その調査研究を進めている過程にあります。

ただ、その調査研究の現状を見た場合に、一部におきましては、指導力不足教員に対する校内、校外、こうした研修等や実践的な調査研究を実施しているところや、あるいは有識者等による検討会等を設け、これらの意見をまとめているところもありまして、今、六教育委員会におきまして、まとめまで行われているという現状にあります。今そういう過程にあるということでございます。

○鎌田委員 今二つ御質問をしたんですけれども、まとめの過程に六あるというのは初めの質問で、では二つ目の、十三年度、今年度、全都道府県指定都市教育委員会がやる報告の姿というものは、いつ見えるかは見通しが立っていないというふうに解釈をして、次に進みます。

昨年、大阪府の教育委員会が、これは多くの人が新聞等の報道で、あるいはテレビなどで知るところとなりましたが、指導力不足と不適格教員の実態というものを公表したものがあつた。それを、私もインターネットでちょっと拾ってまいりました。

読み上げますと、指導力不足教員、雨が降つたら休む。遅刻や早退が多い。急に大声を上げたり、泣き出す、笑い出す。実験、実習、実技ができない。教室の後ろまで声が届かない。生徒から取り上げた物品をなくした後、事後対応をしない。

不適格教員に至っては、生徒が嫌いで話をしない。体罰を振るつてけがをさせる。授業をすっぽかしてパチンコ屋やスポーツクラブにいる。飲酒運転をする。アルコール中毒がひどくて授業ができない。

もう聞いてびっくり見てびっくりなんですけれども、ただこれは、中には、指導力不足や不適格というよりも、むしろ心身いづれかが病んでしまっている、そのように思われるケースが多々あるように思われます。

そこでなんですけれども、これは、各地方の教育委員会によっていわれる不適格教員とは何ぞやというものを定義づけるときに、ギャップが生じると思われます。そのギャップを文部科学省としてどのようにとらえ、あるいは集約何かをしていくのか。あるいは、このことが非常に危険に思われる最大のものなんだけれど、人格上のラベリングにつながるおそれがあるのではないかと、うふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○岸田副大臣 まず、先ほどの質問の残りの部分ですが、今年度委嘱した残りの教育委員会につきましては、二年をめどにその結果を得たいというふうに考えております。

それから、ただいま幾つか御質問をいただきました。まず、不適格教員の定義はだれが決めるのか、それから、ばらつきがあるのではないかと、この点についてであります。不適格であるかどうか、最終的には都道府県の教育委員会において認定するものであります。そして、そのばらつきという点につきましては、まず、最終的には都道府県の教育委員会において認定されるものであります。

が、文部科学省として、具体的な例といたしまして今検討しておりますものとして、三つ、施行通知において示すことを考えております。

一つは、教科に関する専門的知識、技術等が不足しているために学習指導を適切に行うことができない場合、あるいは、指導方法が不適切であり学習指導を適切に行うことができない場合、あるいは、能力や意欲に欠け学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合、こういった例示を行って、これを施行通知において示すことを検討していききたいと思っております。

さらに、具体的には教育委員会の規則でこの手続を決めることになるわけですが、この手続において、例えば必要な手続といたしまして幾つか想定したものを施行通知において示したいというふうに思っております。例えば判定委員会等を設けて判断すること、あるいは精神疾患等に起因する場合は精神科医に意見を聞くこと、あるいは必要に応じて校長等から授業状況等の様子を報告させること、あるいは当該教員に意見を述べる機会を与えること、こういったものをその規則の中に盛り込むものとして施行通知において示す、こういったことを行うことによつて、できるだけそうしたばらつきという点に対する懸念にこたえていきたいというふうに思っております。

それから、最後にラベリングの御質問がございました。その御質問につきましては、今申し上げましたような、規則を決める、その手続を明らかにする、それから対象となる教員の要件を定めて限定する、こういったことによつて恣意的な運用がなされないということを目指して確定した上でこの制度を実施するわけであります。この制度自身、本人の能力をより発揮できる職に転職することがこの制度の目的であります。決して、ラベリングというふうなマイナスなイメージにはならないというふうに考えております。

○鎌田委員 政府側のお考え、お気持ちはよくわかりました。ここで、またインターネットをちょっと活用して、皆さんに御紹介をしたいんですけれども、今、とにかく小泉総理の人氣もこれありなんですけれども、政府あるいはこの国の政治の中で、何か新しい制度ができそうだと、あるいは問題になるようなものが何かありそうだと、テレビやラジオ番組でいち早く取り上げて、そして、視聴者あるいはリスナーからの意見をインターネットを通じて応募させるといふか、集めている、そういうものが非常に多いんです。

実は、某テレビ局と連動しているラジオ放送局のラジオ番組の中で、これは公表されているから大丈夫だと思ふんですが、「アクセス・パトロール

ク」というページがありまして、そこに、十一月九日のテーマだからこれはもう昨年です、十一月九日の段階で、共通のテーマとして「適性に欠ける教員は、事務職に異動してもらいます！」文部省のこの方針にあなたは賛成？反対？「こういうページがあつて、これに対して全国からいろいろな人が書き込むわけですね。」

そこで、見てみますと、非常に生々しい、今副大臣は、こういうふうにと具体的なものとして例示を挙げられましたけれども、これを読んだら、あるいはこれを聞いたたら、ほとんどそれは具体的なことではないというふうにきつと感じていたのではないかなと思ひまして、ちよつと読みます。

今回の文部省のこの法改正、賛成ですか、反対ですかということ、賛成です、ただし、適性に欠けるからといって事務職なのはなぜだ、これでは職業の差別になります。

あるいは、どうしたら問題教員をつくらないで済むか考えられないのですか、その場しのぎの対策案に見えたりませんか、問題教員をつくるのは、大なり小なり文部省の皆様御自分もかわりあるという反省をしてほしい、その上で議論してほしい。

あるいは、客観的に適性を判断する方法として、四、五年に一度適性試験を受けなければならぬとする制度を採用するのはいかがでしょうか、免許をそのスパンで更新するという制度も考へるべきです、議員においては選挙という洗礼があるから必要ないと思うけれども。

こういったものもありまして、やはり、今副大臣はそういうにおつしやいましたけれども、お聞きをいただいたとおり、あなたは不適切な教員です、そういうことで免職をされるということは間違いないわけですから、いや、いわゆる異動なんですよと言っても、教員本人、そしてその家族周辺でも、そんなふうに簡単に受け入れられるものではないと思うんですね。

だからこそ、この問題というのは、より丁寧に

手順を踏んで、そして、先ほども御紹介がありましたけれども、原則三年、去年十二年度から始まったその三年間の調査研究結果を重んじた上で国としてのガイドライン的なものを示すこと、徹底した研修体制の充実を図るということの方が大切だと思ひますが、改めて伺いたいと思ひます。

○岸田副大臣 まづ御理解いただきたいと思ひますのは、これは、本人の能力をより発揮できる職に転職ということであり、何もその人物評価が低いから転職するという趣旨ではないということとを御理解いただきたいのと、それから、事務職とおつしやいましたが、事務職に限ったものではないということとをまずちよつと御理解いただきたいと存じます。

そして、丁寧にやるべきであるという御指摘、それはそのとおりでございます。ですから、その手続につきましては、丁寧に、手続の作成等々、手順を踏まなければいけないと思ひます。

ただ、今先生の方から、要は、先ほどの調査結果、三年でやる調査結果について、その辺が全部出てからというお話がございましたが、これは法律の改正として、その方向としてこれを歩み出すということ、この調査は並行してやることについては問題はないと思ひます。ですから、その調査結果は、これから十六につきましてはもう出てくるわけですし、あと残りにつきましては、今調査をお願いしているわけであり、これは、法律ができ、そしてそれを具体化する中にある、その辺の成果は十二分に吸収した上でその結果に反映する、こういった形によって全体をつくるということ、こうした並行した作業が行われることは別におかしいことではないのではないかなというふうに考えております。

○鎌田委員 分限休職処分、平成十一年度、病氣休職の先生四千四百七十名、うち精神性疾患によるものとして一千九百二十四名、全体の数として、四千四百を超える数というのは非常に多い数なんですけれども、ただ、これは平成二年度からの統計資料をいただいておりますが、きつと年度

をダブって同じ人が重なっているのかしらとも思ひながら、その辺、ごめんなさい、読み取る力が不足していたら逆に指摘をしていただきたいのですけれども。

この分限休職処分の方々の原因あるいは背景というものをどのようにとらえていらっしゃるかということ、それから、私はこの先生の症状というのか、それは今みんなが感じている、イメージとして持っている不適切教員、不適切な方のそういう症状、様子、状態と重なるところが大きいにあるのではないかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○岸田副大臣 平成十一年度の分限休職者数は四千五百二十一人であり、最近五年間で八百八十四名増加しております。休職者数の内訳は、心身の故障のため長期の休養を必要とする、いわゆる病氣休職が四千四百七十名と全休職者数のほとんどを占めておりまして、そのうち、精神性疾患によるものが一千九百二十四名で、病氣休職者数の四三％を占めております。

このような精神性疾患に陥る要因としては、さまざまな原因が考えられますが、生徒指導上やあるいは教科指導上の心身の疲労や悩みも、その要因、背景の一つとなつていてと考えております。

それから、今回の措置との重なりのお話ですが、精神疾患である教員については、医療的観点に基づいて措置が講じられるものであり、今回の措置の対象にはならないというふうに出ております。この点につきましては、今後、先ほど申し上げました施行通知において、心身の故障については分限休職、免職で対応すべきであること、そして、児童生徒への指導が不適切である原因が精神疾患等の病気に起因するおそれがある場合には、判定のための手続の過程で精神科医の意見を聞くこと等を、教育委員会が定める手続に盛り込むようぜひ指導したいというふうに出ております。

○鎌田委員 今の御説明を聞いていて改めて思つたのは、心身の疲労という言葉が入っております

たけれども、今回の問題は、結局、不適格だとみなされた先生を現場から外せばそれで済むというような、正直まだそういう懸念というのがあつたということ、逆にこちらからもぜひ御理解をいただきたいというふうに思ひますけれども、それで済むというふうな問題ではなくて、今、学校の教職の現場にある先生たちが、やはり余りにも環境的に忙し過ぎる部分、そしてストレスを多く感じざるを得ない部分、先生方を取り巻く環境実態などをさらに改善を進めていくということも、これはお金が必要であればお金もかけないといけないし、先ほど大臣もそういう答弁がありましたし、そういうことも同時に考えていかなければいけないのではないかなと思ひます。

実は、今回、これをいろいろ見たり聞いたり調べたりして思つたのは、忙しいという言葉にたどり着くんですね。もちろん多くの人が忙しい中なんですけれども、子供たちが非常に個性が激しくなつてきている中で、先生たちはやらなくちゃいけないことが山ほどあつて、私の中学生の息子が通っている学校の先生は、寝ないで生きられる業があつたら欲しいと。その人ももちろん子供を育てながら中学校の先生をしているのです、私も同じですと言つたぐらいなんです。

忙しいという文字なんです、りっしんべんに亡びると書きます。本当に先生方が、心が亡びるかのよう、そんな忙しい状況にあつて、ストレスを感じたり悩みを感じたり、心身の疲労を訴えて、そして本当に医療機関のケアを受けなくちゃいけない状態になる。あるいは、機関のそれを受けられないまでも不適格となつてしまふというのでは、これは国として、そこにきちんとしたサポートを、光を当てていかなければ責任を果たしたというふうにはならないと思ひますので、そういう点の御認識はお持ちかどうか、お伺いしたいと思います。

○岸田副大臣 不適切な教員が生じる原因につきましてはいろいろあるものと思ひますが、今先生御指摘がありましたように、学校現場が大

変忙しいということ、現場におきまして多忙感を感じておられるということ、これも一つの大きな要因だということに認識しております。

そういうことから、従来からも、一部の教員の皆さんに過重な負担がかからないようにということ、適正な校務分掌を整えるというようなことで、あるいは学校行事の見直し等校務運営の効率化、こうした指導を行ってきたところでありますが、この辺の実態把握につきましてはこれからもしっかり努めた上で、この辺は問題意識を持って対応すべきものだということに思っております。

○鎌田委員 今、副大臣から校務分掌というお話が出ましたけれども、今手元に資料を持っておりませんが、私の記憶で申し上げます、その校務分掌あるいは学級事務とか、そういったもので非常に多くの先生方がもう忙殺されているというアンケート結果も出ております。各方面で行っているアンケート結果、教員の方々に付いたもので出ております。そういったものに、より現実的に即した形で目を向けていただく。

私は、自分が去年の六月の選挙のときに、子供たちが少なくなっていく今だからこそ、なおのこと先生の数をふやすべきだということに訴えて、それに支持をいただいたとも思っているのです。アメリカのクリントン大統領が、何年か前になりましたけれども、財政難、非常に厳しいときに、逆に教職員を十万人ふやした、そういう政策を実行したことがありました。それから、小学校三年生以下の学級には十八人学級を実現させたりと、ありました。私は、一番初めに大臣に先ほどのようなことを申し上げましたのは、財政難の今だからこそ、そして子供が少なくなっている今だからこそ、教育に光を当てる、そういう発想をぜひ持っていたらダメで、また、今先生方を取り巻いている環境では、やはり先生の数がどんどん子供の数に比例して減っていくという現状、私はこれに歯止めをかけたい、そういう思いを持って、いる人間として要望として申し上げたいと思います。

それはそれとして、要望としてお聞きとめたいです。

それはそれとして、平成十年の免許法改正に伴って大学での教員養成カリキュラムの改善を行っているようですが、その全面適用は平成十二年度の入学生からになるということをお知らせいただいておりますけれども、例えばアメリカの例で見ますと、教職につく前に三年間現場で研修が実施されたりという例があるのです。

つまり、日本のようにある短い一定期間での実地の研修では、面接官との試験でのやりとり、あるいは論文など、いろいろな採用に至るまでのプロセスはあるかと思いますが、先日も松浪さんもおっしゃっていましたが、大学四年生を卒業して、そして二十二歳で試験に通過して、採用に受かって、そして、突然先生と呼ばれてベテラン教師の先生方の間に入っていく、さあ、教壇に立つたときに、果たして自分がこの個性の激しい子供たちと向き合えるのか、自分が本当に教員として適性なんだろうか、向いているんだろうかということ、実際の教壇に立つて何カ月かした後には悩み始める、そしてストレスを感じて、結果として不適格だということになるのでは、私はもっと、その前の採用の段階あるいは教員養成カリキュラム、その過程の段階での工夫、改善がなされれば、そういったことにつながるケースというのは少なくすることができるとはならないだろうかというふうに考えております。

ですので、そういう実践的な、もっと現場を体験できるようなプログラム、時間的に、物理的に長い時間を用いていくことを検討する気持ちを持っていただきたいたいのですが、その気持ちを保持していただけるかどうかということ、あわせて、現行教員免許制度の中で、先ほどのインターネットのメールの中にもありましたが、すべての都道府県においてその免許で終身有効という仕組み、そういう仕組み自体も考え直さなければいけない時期に来ているのではないでしようかということ、二つをお伺いしたいと思います。

ストレスを感じながらもずっとそこに居続けていくというよりは、やはり何年か置きごとに、果たして自分は今の仕事でどうなのだろうか、自分の精神状態あるいは身体状態はどうなのだろうか、いろいろな角度から立ちどまって見詰め直す、自分を見詰めてみる機会というものが必要なのではないかと。そして、それがもし更新制度というものになるのであれば、新たな展開とか、教員の免許を更新するという制度にまでつなげて考えていくことができれば、また新たな角度からの見方もできますし、この二点についてお伺いをしたいと思います。

○遠山国務大臣 平成十年の免許法改正によりまして、学習の機会あるいはその内容がかなり改善されたと思っております。

大学の教員養成課程におきまして、教職の意義でありますとか教員の役割について学ぶ科目や、教育学習などの学習の機会が設けられているわけでございますけれども、そういうチャンスにやはり学生が、教員としての資質でありますとか使命感を高く持つということができると同時に、自分が教員として適格性、適性を持っているかどうかということも考えてもらおう、そういう機会でもあると思っております。

この改正で、中学校の免許状には実習の時間をふやしまして、それまで二週間であったものを四週間にふやすとかということで、実際に体験してみても、本当に自分が合っているかどうかということを考えてもらおう、そういうチャンスがふえたと考えております。こういうような機会を通じて、学生が適切な進路選択を行えるように、各大学における指導の充実が望まれるところでございます。

後段の御質問の件でございますけれども、終身どの県にも通用する、そういう資格でいいのかというところでございますけれども、今の教員免許のあり方について、御指摘の点も含めまして、教員としての適性、適格性の確保、あるいは専門性の向上という角度から、そういう免許更新制の可能性の問題について、教員養成課程の改善充実に向けた取り組みについて今問題点を検討し始めているところでございます。

そういう中央教育審議会での検討を通じて、今のようなお話も含めて、今後検討してまいりたいと思います。

○鎌田委員 国語の先生を希望している学生が、担当になった教授という先生から、毎日毎日というか、授業のあるたび、講習のあるたび、紫式部の話ばかり聞かされて、これで中学校の先生になったときにどうやって国語の先生になってやっていくのだろう、そういう不安を抱きながらその養成カリキュラムを受けている学生もいる。そういう人もいるということに記憶にとどめていただきたいと思います。

以上で終わります。

○高市委員長 武正公一君。

○武正委員 民主党・無所属クラブの武正公一でございます。

まずは、委員長を初め委員各位におかれましては、質問の機会をいただいたことに感謝を申し上げます。

また、大臣、副大臣におかれましては、小泉内閣の文部科学大臣、副大臣ということでの御就任、おめでとうございます。さて、まず最初に、学教法改正についてお伺いをさせていただきます。

こちらに、「社会奉仕体験活動、自然活動等の体験活動の充実」という項目がございますが、社会奉仕体験活動ということでございますが、小学校の学習指導要領では「総合的な学習の時間の取扱」で、「自然体験やボランティア活動などの社会体験」というような記載。

あるいはまた、総理の私的な諮問機関である教育改革国民会議最終報告では、「子どもの自然体験、職場体験、芸術・文化体験などの体験学習を充実する」という二項目。二項目が、「小・中学校では二週間、高校では一カ月間、共同生活などによる奉仕活動を行う」ということで、分けて書かれているわけでございます。

何ゆえ社会奉仕体験活動と一緒にしてしまつたのか、あるいは、ボランティアという言葉を使わず奉仕という言葉を使ったのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○遠山国務大臣 もう申すまでもないかとは思いますが、児童生徒に社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐむという観点から、児童生徒に対して社会奉仕の精神を涵養すること、これを目的とした体験活動を行うことは極めて重要であるわけでございます。

今回の改正におきまして、このような活動を法律上規定するに当たりまして、社会奉仕という言葉を用いたわけでございますが、これは、従来から、学習指導要領におきまして、社会奉仕の精神を涵養する体験を得られるような活動の用語として用いてまいっておりまして、学校現場においては、その言葉が定着している用語でございます。

なお、平成十年の学習指導要領におきましては、「ボランティア活動など社会奉仕の精神を涵養する体験が得られるような活動」ということで、むしろ社会奉仕という用語の一つの例としてボランティア活動を位置づけているわけでございます。したがって、より広い概念でありますところの、「社会奉仕の精神を涵養する体験が得られるような活動」という用語を引き続いて使用しているところでございます。

したがって、社会奉仕体験活動という用語を使用することが適当であると判断したものでございます。

○武正委員 先ほど私は、小学校の学習指導要領と総理の私的な諮問機関、教育改革国民会議の最終報告を例に引き出したわけであります。それぞれそういった例があるということでございますが、今の、大臣は大臣としての御所見ということでございまして、やはり、奉仕、ボランティア、いずれの用語を用いるのか、あるいはまた、社会奉仕体験活動ということで何ゆえ一緒にするものか、これが非常にわからないというふうに思われます。教育改革国民会議で書いてありますように、

に、体験活動と奉仕活動ということで分けて書けばよいのではないかなというふうに思うわけでございますが、再度御所見をお伺いします。

○岸田副大臣 何ゆえに一緒にするのか、社会体験、奉仕体験、分けたらどうかということですが、今回の改正によりまして、要するに体験活動の重要性を強調しているわけであります。広い意味で、奉仕活動、社会活動、すべてこの体験活動の一部だというふうに考えております。その体験活動の中で特に重要な例示としてこういう形で挙げさせていただいたということでございます。そういった趣旨で、こういった言葉を使つたと御理解いただければと存じます。

○武正委員 過日の委員会でも、副大臣からモデル事業などの例示もあつたわけでございますが、同僚委員からも、里山の作業あるいはごみの清掃など、いろいろとモデル事業が示されております。今は、モデル事業ですから一週間とかいう形でございまして、奉仕の体験ということで、果たしてそれが子供にとつていかにかなものかなということ、やはり疑念が呈せられているわけでございます。

私は、社会体験と奉仕活動はやはり分けてきちつと取り組むべきであつて、拙速に社会奉仕体験ということで一緒にするのはいかにかなものかと考えるわけでございます。

先ほど例示を出しましたが、小中学校二週間、高校一カ月というようにございまして、まだこの法文にはそういった期間を明示はしておりませんが、こういったことがもしそういう期間でということで進むとすれば、夏休みをまとまって利用しなければ、例えば高校生一カ月はとれないだろうというふうに考えるのですが、この期間についてはいかがでございましょうか。

○岸田副大臣 先生御指摘のように、期間につきましてはこの法文の中に何も触れていないわけでありまして、そして、これからのあるべき姿としても、体験活動というものはいろいろな形が想定されます。それぞれの地域におきましてどんな

体験活動をするのか、さまざまな体験活動のパラメータで、あるいは、何よりもその受け入れ体制の状況、こんなことによりまして、いろいろなケースが考えられると思つておりますので、このあたりは柔軟に対応するのが適当であるというふうに考えております。

ですから、今回は、その期間等は明示することなく、要はその体験活動を促進するという理念を明らかにする、このことに力点を置いております。

○武正委員 柔軟にというお言葉が出ましたので、一つ安心をされるころもあるんですが、どのようにしても期間がひとり歩きしまして、そのうしますと、やはり夏休みをということになりまして、体験といひながらも、ある面強制ではないか、本当にそれが子供の奉仕という意味でよいのかどうか、拙速を心配する声がやはりあるわけですね。

ということですので、既にモデル事業とかいろいろ示されておりますが、やはりそれは、地域、あるいは学校学校というところで活動をこれからやっていくとするのであれば、それぞれの状況に応じて任せていくということにございまして、やらモデル事業というものを提示しないといつたことが必要ではないかなというふうに思つております。

次に移らせていただきます。

平成十二年度からもう始まつておりますが、先ほど大臣から平成十年の教員免許法の改正というお話がございました。特に、小学校の教員免許の改正では進路指導を二単位加えたということ、過日、同僚の山谷委員と大臣とのやりとりでも出たと思ひます。二単位ぐらゐでは少ないわよというようにお話がありました。これも大変な議論で、審議会に入れる入れないで大変な議論があつて、やつと入れることができたということでございますが、私は大変大事なことでないかというふうに思つております。

進路指導を小学校段階から、あるいは職業についての意識づけを小学校段階から進めていくということが大事なんだというふうに思つておりまして、そうなりますと、今回の学教法の十八条を見る、そして三十六条を見たときに、二号を読みますと、中学校における「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養ふこと」という記載がありますが、こゝまで全部書かなくても、少なくとも小学校段階でも、学ぶこと、そして働くことの意義を結びつけるようなことというふうな書き込みがあつてもよいのではないかなというふうに思うのですが、その御所見をお伺いします。

○岸田副大臣 学校教育におきましては、児童生徒の発達段階に応じて適切な目標と内容を設定し、かつ適切な方法が行われることが肝要だと考えておりますが、小学校段階においては、日常生活において必要な基礎的な事項についての知識、技能を身につけさせることが重要だと考えておりまして、要するに、何らかの職業を前提とした具体的な知識、技能について指導することまでは適切ではないのではないかと認識しております。

ただ、その一方、児童に勤労の価値あるいは働くことの必要性、すばらしさ、こうした喜びを体得させる、このことは大変重要なことだと思つております。ですから、働くことの意義を理解させる、この部分を小学校段階においてはしっかりと強調して学んでもらう、このことが大切だということに考えております。

○武正委員 半歩前進したのかなというふうに思つておりまして、ありがとうございます。

さて、兵庫県でトライやる・ウィークという事業が進められておりまして、よく多くの議員の方々が引き合いに出される事業でございますが、このトライやる・ウィークの意義について、評価をどのようにされているか、御所見をお伺いします。

○遠山国務大臣 私もこの事業につきましてつづ

さに知っているわけではございませんけれども、資料を通して拝見いたしますと、生徒が五日間、実社会において、学校ではできないさまざまな活動に挑戦できるということを通じて生きる力を育成するというところでございまして、一週間、これは中学校の二年生全員でありますけれども、そういう年齢段階の人たちが、いろいろ自分の目指す研修先でボランティアの指導のもとに活動ができるということはすばらしい体験であろうと私も考えております。

○武正委員 このトライやる・ウィークについてでございますが、やはりこの研修先、場所をいろいろ見つけていく、あるいは交渉というのがなかなか大変だというような現場の教員の声が上がっております。

また、この分野を見てもみると、平成十年度七二・一％、平成十一年度七一・一％が職場体験活動ということでございまして、ボランティアあるいは文化芸術創作活動、勤労生産活動もあるのですが、やはり七割を超える内容が職場体験といったことになっているわけなんです。これがやはり小学校段階から、先ほどの副大臣の言葉をかりれば、働くことの意義というものを体験を通して学んでいく、体験をしていく、これが非常に有用である、あるいは子供たちもそれを希望している、あるいは先生もそういった手配をした、コーディネートをしたということの実態でございます。

さて、先ほど、教師の方がなかなか大変なんだというお話を挙げましたし、先ほど同僚の鎌田委員も、先生は忙し過ぎるんだというお話がありました。例えばクラブ活動なども含めて、そしてまた今回、地域の皆様が学校の運営に参加をしていく。私もよく青少年育成の活動でいろいろな方々とお会いしますが、先生方もそういったところへいろいろ出てこられます。

ですから、ますます先生がいろいろな活動にかかわらなければならないということの中で、私は、やはり教師、教諭の方々との連携を前提とし

て、外部の専門家を小中高で、特に今言いました、例えば職業、働くことの意義づけ、あるいは今のようないくつかのウィーク、そしてまたこれらの体験学習、さまざまなところでいろいろな活動をしななければならない、どこで活動したらいいのか、どこに会社、あるいはこの職場がいいのか、いろいろな交渉もなきやいけな、そんなときに外部の専門家が非常に有用ではないかなというふうに思っております。

特に、今回の改正で、まず学教法では、関係機関との連携を挙げております。さらにまた、これは今度教育委員会にまで広がりますが、地教行法では、相談体制というものが打ち出しております。さらに、社教法では、体験活動の機会を提供する事業の実施ということも教育委員会に明示しているということ、教師もまた教育委員会に課せられた仕事で非常にこれから多くなっていく。そのときに、外部の専門家の果たすべき役割というものが期待されるのではないかとこのように思うのですが、この点の御所見をお伺いします。

○岸田副大臣 今先生が例示として挙げられました職業とかあるいは進路ということを考えても、日ごろのこうした指導を通してそれぞれの生徒の特性をよく把握している学級担任ですとかあるいは進路指導主任が中心となって、教育活動全体を通して計画的、組織的にいうこと、これはまず大事だということには思っておりますが、ただ、今御指摘がありましたように、こうした職業等につきましても、外部の人材を活用する、やはりいろいろな経験を積み、さまざまな見識を持った外部の人材を活用するという点、これは大いに有効だということに思っております。

ですから、地域の企業の実務経験者等をキャリアアドバイザーとして活用する方法ですとか、あるいは、今スポーツ等のお話もございましたが、外部の人材を活用するという点、これは大いに検討すべきものだということに認識しております。

○武正委員 そういった中で、きょうは厚生労働省の方もお見えでございますが、厚生労働省では、第七次職業能力開発基本計画の中で、キャリア形成支援を担う人材育成ということを挙げております。

実は、スクールカウンセラー制度というのは、もう既に平成四年度から導入されております。これも財団法人の認定ということで資格も与えているのですが、職業を含めた進路指導についてのコンサルティングあるいはカウンセリング、これについては資格がまだ日本にはございません。民間では幾つかあるのですが、まだまだ公的というか、あるいは多くの広がりを持った形では、特に厚生労働省さんあるいは文部科学省さんがかわる形でもまだつくられていないということでございますが、厚生労働省さん、このキャリア形成支援を担う人材育成の資格要件の創設について、どのような御所見をお持ちでしょうか。

○酒井政府参考人 先生今御指摘になりました第七次の基本計画、先般、都道府県にもお示しをいたしましたわけでございますが、実は先生御案内のように、労働移動が大変頻繁な時代になっておりますから、事業主主導の職業訓練に加えて、自発的に職業能力開発を進めるといふことを実は今国会でも法改正させていただきまして、その趣旨を含めまして五カ年計画を示したわけでござい

ます。その際に、やはり御自身でキャリアを形成していく、職業生涯を形成していくという場合には、これを裏づける点の、あるいは支えるところのコンサルティングが必要だということで、今その点を先生御指摘になったと思えます。

十月から、全国の都道府県のセンターにおきまして、私も、キャリア形成支援コーナーというものを設けて、スタートさせることにいたしました。十月でございますので、公的なものとしてはそういう経験をどんどん進めていく予定にしております。恐らく先生御案内と思いますが、キャリアシートを使っているコンサルティングという

ことでございます。

今先生おっしゃった、民間におきましてキャリアコンサルタントあるいはコンサルティングということであるいろいろな取り組みがなされているのも、私も存じております。それから、各党でも、あるいは先生の御党でも、キャリアコンサルタント制度を制度化すべしというようなお声もあるのも存じております。私もそういったことは、これからスタートさせるような事業の推移を見ますとともに、民間の方々の取り組み、そういうものを見ながら、このキャリアコンサルタントといふまいしょうか、こういうことの専門に当たられる方の社会的な位置づけについて十分検討していきたいと思っております。

今先生おっしゃいました教育の場での話につきましても、いずれ私ども、そういうことで鋭意急いで取り組みたいと思っておりますけれども、教育の場でも取り組みになる場合には、またその際に連携することも必要になってくるのではないかとこのように思っております。

○武正委員 中教審では、各学校段階及び大学などで、卒業後における社会との接続をも視野に入れて、キャリアガイダンス、ガイダンスカウンセリング、これについての提言が出ているわけなんです。今厚生労働省さんから、そういった資格要件について、文部科学省さんと一緒にいうか、連携という言葉が出たのですが、これについての文部科学省としての御所見はいかがでしようか。

○岸田副大臣 ただいま厚生労働省の取り組みについてお話があったわけでありますが、一つ考えなければいけないこととして、労働者を対象とする場合と生徒を対象とする場合、その支援方法と内容の相違については考えなければいけないというふうには思っております。このあたりは検討しなければいけないとは思っておりますが、ぜひ、今厚生労働省で検討している事柄につきましまして、文部科学省としても積極的に協力していきたい

いと考えております。

○武正委員 ぜひ共同での資格要件の創設についての積極的な取り組みをお願いしたいと思っております。まさに、今はやはりこれからの、職業について、あるいは雇用についての心配がたくさん出ておりますし、よく就職の七五三というようなことも出ておまして、やはり小学校段階から職業についての意識づけが始まり、そして、中学、高校と進むにつれて、自分がどういう職業にどういう意識づけをよりはっきりさせていく、これが教育段階で求められ、そして卒業後についての厚生労働省との連携もまた密にということをお願いするのは私一人ではないと思うからでございます。

さて次は、今回法案に出されております飛び級についてでございます。

私どもの党の部門会議で、同僚議員、特に理数系出身の同僚議員からこんな意見が出されました。飛び級ということ、これまで物理、数学に限定をしていた。彼いわく、彼女でもいいのですが、同僚議員いわく、やはり物理、数学というのは、それこそ学問で言うところと非常にスポーツに似たようなところがある、よく八歳とか九歳くらいで大学レベルの天才があらわれるといったことで、千葉大、名城大では、物理、数学ということ限定したのであるということ。この飛び級について今回すべて開放しようということを進められようとしておりますが、やはり限定というものは必要ではないのかと考えるのですが、この点の御所見をお伺いします。

○岸田副大臣 今先生御指摘ありましたように、この制度は数学、物理に限定してスタートしたわけですが、今二十一世紀を迎えまして、我々の社会は大変なスピードで複雑化し、そして変化をしております。ですから、学問分野自体も、従来の仕切りの枠を超えて複合化あるいは学際化というのでしょうか、こういった動きがどんどん進んでいると思います。

先日、委員会で、例えばバイオリンフォマテックあるいはデリパティブ、あんな例を挙げて

御説明したかと思うのですが、こうした生物学ですとか、あるいは情報学、あるいは金融、あるいは数学なんかも融合してくる。こうした学問の状況を考えますと、数学と物理学というようなことで、単純に線を引いて枠をはめていいのだろうかというような問題意識が、まず一つあると思えます。

また、今現実の動きとして、高等学校と大学の連携、高大連携なんて言われておりますが、こうした聴講生の受け入れ等もどんどん進んでおりまして、これは現実問題として、物理や数学以外の分野においても行われてきているところであります。

こうした現実を見ると、この制度がどうだろうかというのを考えるわけですが、やはりこれはいろいろな考え方があるのであります。やはり自主的な判断、現場の判断というものを尊重することが大切ではないか。

そして、何よりも、さまざまな分野で才能を伸ばせる機会を学生生徒に与えるということ、これが大切ではないか。こういったことで、とりあえず自主的な判断に任せるという意味で、今回その分野の限定を外したということでございます。

○武正委員 先ほど、幾つかの例示を副大臣は出されましたが、それも、ある面かなり限られた、物理、数学を駆使したような分野がかなり多かったように私は受けとめたのですが、そういった意味では、この限定というものをすべて外してしまうというのはいかかなものかなというふうに考えるわけでございます。

さて最後に、教育委員会の活性化についてお伺いしたいと思いますので、ぜひ、まず大臣から御答弁をお願いしたいと思います。

今回の地教行法の改正で、教育委員会の委員に保護者を加える。これは保護者と同年齢の方というようにエクスキューズも、ただし書きもちよつと聞いたのですが、要は、教育委員会の活性化ということは大いにやっていただきたいというふうに思うわけでございます。

現状が出されておりますが、すなわち、都道府県では二九・四％、市町村では三四・四％が教職経験者ということでございますが、この教育委員会制度というのは非常に、まだまだ改革をしなければいけないのではないかなというふうに私は思っております。

そもそも、戦後はまず公選ということで、委員は公選、教育長は任命と。ある面、委員はそれこそ広く、教育のプロでなくてもいいよ、しかし教育長はプロだといったことが途中で法改正になったわけですね。ですから、私は、教育委員が必ずしも教職出身、あるいはプロでなければならぬということはないだろうということで、今回の改正を是とするわけでございます。

そういった中で、全国市長会から要望が出されている。まず人事について、県教委の人事が強いのではないか。これは、教職員について県教委でそれこそ決まってしまうといったことが一つ。それから、やはり文部科学省の縦系列の指導が強いというのが市長会から出されております。そして、できれば、今市長さんたちが力を入れている生涯学習分野、やはりこれを市町村長の所管にしてほしいというのが三つ目。そして最後に、そうはいっても、やはりしっかりと教育委員会と首長の連携を図っていくべきだろうというようなことを出してあります。

既に御案内だと思いますが、この全国市長会からの要望、学校教育と地域社会の連携強化に関する意見、分権型教育の推進と教育委員会の役割の見直し、本年二月十九日付でございますが、これについての御所見をお伺いしたいと思います。

○遠山国務大臣 全国市長会がことし二月十九日にまとめた「学校教育と地域社会の連携強化に関する意見」におきまして、学校と家庭、地域が一体となった地域連携型の教育を目指して、現在教育委員会が担っている事務のうち、学校教育に関するものを除き市町村長の所管とすることなどが提言されているのは承知いたしております。しかしながら、教育委員会は、教育行政の中立

性と継続性を担保するという観点から、市長とは別に合議制の執行機関として設けられているものでありまして、そうした要請というのは学校教育には限られないのではないかと思います。また、学校、家庭、地域が一体となって教育、文化、スポーツ等の振興を図っていくためには、教育委員会において統一的にこれらの事務を行うことが必要と考えております。さらには、さまざまな分野についての知識や経験を有する教育委員が合議によって意思決定を行うことによって、教育行政に住民の多様な意向や価値観を反映させることができると考えます。

こうした観点を踏まえ、今後とも、生涯学習や文化、スポーツを含めて、教育委員会制度の果たす役割は大変重要と考えられます。

ただ、私は、教育委員会の仕事が本来の意味で活性化をし、生き生きとした実績を上げていくには、首長部局との十分な連携をとっていかなくてはならないと考えておりますので、地域に根差した主体的かつ積極的な教育行政を今後とも展開していただきたいと考えております。

○武正委員 私は県議会議員を五年やっております。そのときに感じたんですけれども、何か教育の独立性、教育委員会の独立性ということ、どうも知事部局なりが教育について物申すのに遠慮しいい言っている。知事がそういう姿勢ですから、それに対して議会もやはりなかなか物が言えないようなところを感じておりました。

昭和二十三年、当初の教育委員会法には、「この法律は、教育が不当な支配に服することなく、」という書き込みがございました。昭和三十一年、地教行法にはそれらの書き込みがなくなりました。今も大臣から御答弁があったような中立性ということでございますが、国民あるいは県民、市民から選ばれた首長あるいは議会、こういったものとの連携というものは、やはり地元の多くの声を代表しているということからいうと、そこで余りに中立、中立でいってしまうと本末転倒になるのではないかなというのを思うわけでございます。

て、再度この点だけ、御答弁があれば。

○高市委員長 武正委員の質疑時間は終了いたしました。おこまりです。

○武正委員 そうですか。では、最後に意見表明ということまで終わらせていただきます。

○高市委員長 石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子です。私は、引き続きまして、地教行法の教員の問題で質問をいたします。

教員の指導力不足について、その判断基準につきましてはいろいろ議論になっているところですが、専門的知識、技術が不足して学習指導が適切でない場合、指導方法が不適切だ、生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行えないという答弁でございします。法案成立後、都道府県教育委員会に対し具体例を施行通知として示していくことが答弁されているわけですが、なぜこの三つが基準たり得るのでしょうか、またどこでこれは検討されたものなのか、お答えいただきたいと思ひます。

○遠山国務大臣 前回の文部科学委員会において御説明いたしました三つの場合といひますのは、児童生徒に対する指導が不適切であること、要件に該当すると考えられる具体例として示したものでございまして、基準そのものではないわけでございます。

この指導が不適切であるとの要件に該当する場合としては、さまざまな場合が想定されますので、法律案で規定した以上に具体的な基準として示すということは困難でありますけれども、こうした具体例を示すことによつて都道府県教育委員会の適切な判断に資することになる、そういうふうにご考へております。

○石井(郁)委員 もう一点をお答えいただいていませうけれども、こういう三つを一応基準にされて具体例を示されるということは、どこで検討されたんでしょう

か。

○遠山国務大臣 今の御質問の中で、これ自体が基準ではございせん、基準ではなくてその具体例としてお話をしているわけでございます。これは、文部科学省といひますか、いろいろな意見を集約した上で、こういう具体例があるのではないかと、この三つというのがなぜそういう枠組みになるのかというのを私はお聞きしているわけでございます。

○石井(郁)委員 しかし、この三つでその具体例が示されていくという話なんです。だから、この三つというのがなぜそういう枠組みになるのかというのを私はお聞きしているわけでございます。

こうして見ますと、まだ極めてあいまいでありまして、私は、こういう今の三つの枠組み、このこと自身が、基準たり得ないし、いわば極めて不適切だといふふうに考へていくわけでありまして、例えば、専門的知識、技術が不足といひますけれども、教員養成大学を卒業されている、高い競争率の採用試験も受けている、また一年間の初任者研修もある。だから、それぞれのところでは高いハードルで教師になつていらつしやるわけですよ。何をもち、じゃ、それ以上専門的知識不足だといふふうに言うんでしょうかという問題が一点。

それから、私は、指導方法について言われたのも大変驚きなんです。指導方法こそ、創造的で極めて多様だと思ふんですね。また、そうであるべきだと。だから、その指導方法が不適切かどうかなんといふことになると、これはまさに、画一的な指導方法を決めていくのかといふことにもつながるわけですよ。

それから、生徒の心を理解する能力といひますけれども、教師だつたら、みんな生徒と心を通ひ合わせたいと思つていくわけですよ。しかし、今はそれがやはり大変難しいといふことですよ。なぜ難しいのか。忙しい、子供とゆつくり話合ふ時間ありません。これは、現場へ行つていただいたら本当によくわかります。クラスの人数も

多い。仕事が次々ある中で、子供とゆつくり話す時間がない。だから、子供からいふと、先生から一日も声をかけてもらえなかつたという声もあるでしょう。そういう状況。

教師の皆さんは、やはり教職につくといふことは、教育の仕事に情熱と夢を持っているわけですよ。だれだつていい教育をしたいと思つていて、それがなぜ困難なのか、そのことを考へるのがやはり教育行政ではないのかといふふうに私は思ふんです。いかがですか、大臣の御答弁をお願いいたします。

○高市委員長 大臣ということですので、遠山大臣、お願いいたします。

○遠山国務大臣 具体例のエグザンプルとしてお話ししているわけでございます。そのこと自体で不適切と判定していくということではなくて、いろいろな手続も厳密に規定をしてもらつて、そういう手続の上で本当の意味で不適切であれば、今回の対応すべき枠組みの中でやつていただくといふことでございます。

今のようなお話は、もちろん私も、教師の方々はそれぞれ情熱をかけて教育の道に進み、そして少しでも子供たちをよく導きたいといふことで日夜頑張つておられる、そういう方がほとんどであるといふことは承知いたしております。しかしながら、一人一人の子供にとつては、本当に自分が教えてもらう先生といふのは唯一一人であり、あるいは二人であるわけでございます。そういう方が本当に、じゃ、常にその子供たちの欲している学ぶ心にこたえているか、あるいは自分についてきちんと関心を持つてくれているか、あるいは十分なそういう指導方法が考へられた形で教育されているかといふことは、その子供たち、一人一人の子供たちにとつてかなり決定的なことであるわけですね。だから、そのような観点から、そういう教員を受けていない、あるいは豊かな学ぶ機会として体験することができない子供たちがいた場合に、ではどうするかといふことが、今回の不適切な教員についての方策をとらうとしている、そ

ういう背景にあるわけでございます。

この問題は、今回直接出てきた、急に出てきたといふことではございせん、長年、この問題についていろいろな審議会ないし英知を集めて考へてきて、やはり、そういう不適切な教員がいた場合には、それは直ちに分限免職ないし分限による降任といふことではなくて、他の職へ転職していただくような形で別のチャンスを与える。

私は、教員になるような方は大変すぐれた能力がある意味で持つておられると思ふんです。そういう人がいざ教壇に立つてみたら、どうも十分適応できない、あるいはそこでは適正に自己の能力が発揮できないなどいふときには、きちんとしたプロセスで、本当にそれが不適切といふことがわかつた場合には、その人に合つたような職に転職していただくこと。

これは長年の検討の結果でもありますし、また、先般の教育改革国民会議での提言にもあつたわけでございます。そのようなことをバックにしながら、今この制度について御議論をいただいで、私としてはこの方向といふのが、日本の学校がよくなり、また教育が変わるといふことの一つの重要な柱であると思ひます。

○石井(郁)委員 大変御丁寧にお答えいただきまして、私も、私は指導力といふ問題について軽々に言うべきではないといふふうに思つておるんです。なぜなら、本当にまさに状況はそれぞれいろいろありますし、子供と教師の関係ですから、本当にそこにあられるのはさまざまなファクターがあるわけですし、また、教師の人間あるいは人格全体の評価にもつながるといふ問題で重大なんです。

それで、こういうように行政の側が、これが指導力、こういうふうに見ていきますといふようなことになると、本当に現場では伸び伸びとした教育活動を抑えることになる、このことが大変重大だといふふうに考へておられるんです。私は、今教師の皆さんがいろいろ悩んでいたり、こうやり

たいと思つてもやれない、こういう状況、条件を改善する、力量を上げていくための条件づくり、このことこそ教育行政がまさに今最もやらなければいけないことだということをまず強調しておきたいと思ひます。

それで、言われていきます具体例、基準と言わないう話ですから、幾つかの具体例を出すということですが、それはぜひこの審議中に出していただくなくては困ります。いかがですか。

○岸田副大臣 具体例をもつとはつきりさせろというこの御指摘でございすが、法律論としまして、例えば、本法律案の措置に類似したものとして、地方公務員法の第二十八条一項、分限免職等の基準となる要件というのがありますが、この要件にしても、勤務成績がよくない場合があるいはその職務に必要な適格性を欠く場合というような規定になっております。ですから、法律としまして、今回お願いしている法律案と比較しまして、決して具体性に欠けるというような法律ではないというふうにご認識しております。

○石井(都)委員 私は法律の文言にどう書いているかという話をしているんじゃないんですよ。そうでしょう。生徒指導が不適切であるということから、それをどう判断されるのかという一定の基準があるわけでしょう。法律にも、その判断についてはいろいろ、各都道府県の教育委員会規則などで定めるとか等々、やはりその手続、事実確認の方法、それは確定しなければいけないとなっているわけでしょう。文部省も今検討されているというわけですから、それはぜひ出していただきたい。出さなければ、この法律はどういうふうに行き渡るかどうかという判断ができないじゃないですか。そこが大変無責任ですよ、あなた方。きちつと出してください。

○矢野政府参考人 少し制度的なものでございすから、私から御説明させて……(石井(都)委員「もうはつきりしていますから、出す、出さないでいいです」と呼ぶ)

結論として言いますが、これはあくまでも各県が具体的に、制度といたしましては、人事権者である都道府県の教育委員会が、教育委員会規則で定められます手続規則に従ひまして個々具体のケースに即して適切に判断されるべきものでございす。

その判断される場合において、その参考となるものとして、私も三つのタイプのものを参考としてお示ししたものでございすから、そういう意味ではそれをさらに詳細にお示しすることは必要ないと考えますし、またそれは適切なものではないと考えるものでございす。

○石井(都)委員 では、この三つの、先ほどから出ていることのさらに詳細という形では示されないうことですね。それで確認してよろしいですか。——はい。では、次に行きます。

もう一点、私は資料要求していたところなんですけれども、既に都道府県に対して、新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究、十六府県・政令指定都市でされているはずですから、現段階での検討内容はどうかというのかというのをぜひお示ししたかったわけでありす。

それで、お願いをしましたら、こういう資料が配られてまいりました。もう、ただこれだけなんです。それだけの県でこういうことをしているというだけなんです。それだけの県も、この三年計画の一年を過ぎまして、一年ごとに新しい教員の人事管理のあり方について報告書はもうまとめています。それはそれでいい。だから、そういう報告書はあるわけですね。その報告書を出していただきたいというお願いをしたんです。問題はやはり審議の中身なんです。こういうことをやっているというだけでは審議にならないわけですね。そういう人事管理あるいは評価をしているのか、その中身を知りたいということなんです。私は、本当にこれはいかかというふうに思うんです。既に調査室は、どういう調査研究をして

いるかという一覧がありますから、最初持ってきたのはこれを持ってこられたんですよ。調査室でもう配られているじゃないですか。だから、この指導力不足教員に関する人事管理、ずっと十六教育委員会が行っているんですよ。その中身を、その報告書を出してくださいということなんです。

○高市委員長 矢野局長、報告書を出せるか出せないかについてお答えください。

○矢野政府参考人 ちよつと一言コメントさせていただきます。この報告は三年計画でございす。したがって、最終報告は、十二年、十三年、十四年度にならなければ上がらないわけでございます。そういう意味で、中間的なものをお出しすることは可能でございす。

○石井(都)委員 それはすぐにも出していただけませんか。

例えば、これはちよつとあるところからのものですが、こういう形での提言とか報告というものはきちつとあるんですよ。あるでしょう。こういうものをぜひ出してほしいということですから、この十六府県についてお出しただけですね。それをちよつと確認させていただきます。

○矢野政府参考人 基本的には今年度報告をいただいたものはすぐ出せるわけでございますが、すべての県で報告書をつくっているわけではございませんので、その分を除いて私どもに報告されたものはお出しすることはできません。

○石井(都)委員 それは審議のためには不可欠ですから、ぜひお願いをしたいというふうに思ひます。

私は、もう一点やはり資料要求をしているのでございす。先ほど来、子供と心を通わすとか、そういう意味での現場の困難がいろいろあるわけでしょう。それもあなた方、三つ目の一つの項目に挙げているわけですから。だとしたら、教師が今のような勤務実態にあるのか、この実態をぜひお示ししたくなくてはなりません。

それから、先ほど来、いろいろ病休とか休職等々の身体的、精神的な疾患等々のことがありま

すが、健康調査ですね。本当に教員がどういう健康状態にあるのか、これも文部省としてそういう調査をされているのかないのか。どうもいらないようなんでなければ、しかし、それを把握するという努力はどういう形でされているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○矢野政府参考人 先日も御質問ございましたけれども、改めて申し上げるまでもないわけでございます。国と地方はそれぞれの立場において役割と責任を有するものでございす。

そういう意味で、先日の本委員会でも御説明申し上げましたように、私どもとしては、教員の健康状況の把握を含め、教員の心身の健康の保持増進等は、基本的には、服務監督者でございす教育委員会の権限と責任において適切になされるべきものというふうにも私どもとしては考えているわけでございます。私どもの立場といたしましては、今後とも、そうした教員の心身の健康の保持増進につきまして、都道府県教育委員会等に対して指導助言を行つてまいりたいと思つておるわけでございます。

なお、我が省におきましても、病気休職者の数等必要なデータ等につきましては、私どもとして調査をいたしているところでございす。

○石井(都)委員 では、その調査についてもぜひお出しください。それをお願いしておきたいと思ひます。

私は、どういふ実態かというのは都道府県の服務監督だ、本省としては何もしなくて済むかのような、これでは文部科学省としての責任もまた果たせないというふうにも思ふので、例えば、どういふ都道府県でどこまでそういう調査をされているのかということとちゃんと集約することは、当然あなた方の仕事の範囲じゃないのでしょうか。

私は、今回、今の学校の現場、先生方の実態、それをきちつと把握しないと議論できないわけですよ。こういうことだろうというそれぞれの思い込みの前提でやるわけにいかないでしょう。だか

ら、きちんと出してほしいということでも要求しているわけであります。本当にこの問題は重大だというふうに思っています。

さて、少しの時間なんですけれども、少し中身に入ったこととお伺いしたいのです。

これは広島県ですけれども、小中高、盲、聾、養護学校の全教員、二万一千人いらっしゃる。その二万一千人を対象にして調査を行った結果を報告する、指導力、不適切かどうかについて、そのチェック項目で調査をするということが言われています。一体、この不適切というのは、全教員を対象としてされるものですか。そしてまた、一体、それが調査をして、またそれが不適切だという判断をされるのでしょうか。お答えください。

○矢野政府参考人 今お尋ねの調査は、私ども、今初めてお聞きするわけでございます。具体的に、広島県におけるそれがどういう形であるのかを承知してございませぬので、今の御質問には、にわかにはお答えできかねるわけでございます。

○石井(都)委員 今広島というふうに特定しましたが、では、一般的にでもいいです。ほかの県でもいろいろ行われていることがあるかもしれません。文部科学省として、その辺はどう考えていらっしゃるのかということをお聞かせください。

○矢野政府参考人 一般的に、今回のようなケースを念頭に置いて考えますれば、一定の手続を経て、それは最終的には人事権者である都道府県教育委員会が判断するものでございます。

○石井(都)委員 一定の手続じゃわからないですよ。それぞれ現場の教師一人一人について不適切かどうかというのを見ていくというわけでしょう。それをだれが見るのですかと聞いているのです。そして、それがどうやって集計されるのですか、判断されるのですか。

○矢野政府参考人 ですから、一般的なお話として申し上げますれば、基本的には、勤務評定は、市町村立学校の教員につきましては一義的に勤務評定者は校長でございます。校長を経由して、市町村教育委員会の内申という形で、その人事に關

する意見が都道府県教育委員会に上げられるわけでございます。それを踏まえて、先ほど申し上げましたように、それは県によっていろいろな手続があるかもしれませんけれども、一定の手続を経て、最終的には、人事権者である都道府県教育委員会が判断するものでございます。

○石井(都)委員 もう時間になりましたけれども、県によつては、全教員を対象として不適切かどうかをはかるというところも、広島のようにあるようですね。しかし、そうでなくても、いろいろな形があるかもしれませんけれども、教育委員会が最終判断をする。

それは聞きます。例えば、東京の教員は五万二千九百人というふうに私どもは聞いていますけれども、では、五万二千九百人の教員を教育委員会がどうやって判断するのですか。これはちよつと私は不可能じゃないかというふうに思っています。それから、もう時間がありませんので言つてしまひますけれども、やはり校長が教育委員会にいわば上申するという形になるわけですが、校長先生にしても、毎日の授業、先生方の教育活動をこの項目でどうやってチェックをするのか、これ自身が、とても把握できないし、私は不可能じゃないかと。やるとしたら、まさに恣意的なことになるざるを得ないし、学校での管理、そういうことに使われる。まさに勤務評定の使われるというところにしかならないし、これはまさに恣意的なものになるということが大変大きな問題だというふうに思うのです。

そういう点で、まだまだ問題がたくさん残っています。研修をしてもなお戻れないという方についてどうするかという問題がありますね。その研修問題でもぜひ私は伺いたいことがあるのです。もう時間が参りました。

それから、今回は、配置転換に当たつて当該教員の同意がない場合ということで、教員本人の同意を経ないで行うのです。こういうことというのは、私は、やはり人権上の重大問題ではないかというふうにも思いますし、たくさん問題がござ

いますので、引き続き質問させていただきたいということを申し上げて、きょうのところは終ります。

以上です。

○高市委員長 児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党の児玉健次です。私は、最初に大臣に申し上げたけれども、今度の三つの法案は、教育基本法を中心とした日本の教育法体系の中心をなす重要な法案ですから、答弁は大臣に求めていきたい、そのことを最初に言っておきます。

さて、地教行法の四十七条の二に関連してですが、幾つかはつきりさせておきたいことがある。例えば、教師の反社会的行為、これは先日の本会議の質問でも私は聞いたことだけれども、金銭上の不正や飲酒運転その他、こういった反社会的行為や学校教育法の第十一条で厳しく禁じられている体罰、これらは現行法で対処すべき問題だ、この点どうですか、大臣。

○遠山国務大臣 今回新たに設ける措置は、児童生徒の指導に当たることが不適切と認められる教員を教員以外の職に異動させるための措置でありまして、地方公務員法上の懲戒処分とは異なるものです。(児玉委員)聞いていることに答えてください」と呼ぶ結論と連動していることをお話ししておきます。したがって、懲戒処分の対象となるような教員に対しては、これまでと同様に懲戒処分を厳正に適用すべきものと考えております。

○児玉委員 教師の間の健康上のさまざまな問題がありますね。この問題も、簡単に分限とか何とかというのはおかしいですよ。

例えば、結核に教師がかかる場合、戦後それが重要な問題になったし、そして今でも、残念ながら、まれに教師の結核が数十人の児童生徒の罹患を招くことがあります。分限で対処しますか。違うでしょう。教育公務員特例法十四条これはきちんと定義されています。

先日あなたと議論した、教師の間に近年急増

している精神疾患等の問題、これは、早期の適切な治療によつて回復することが可能です。立派に教師としてその指導力を回復して、職場で大いに力量を発揮することが出来る。そのことと指導力云々の問題は混同すべきではない。いかがですか。

○遠山国務大臣 今の点は、私は、御指摘のとおりだと思っております。

精神疾患である教員については、医療的観点に基づいた措置が講じられるべきものと考えておりまして、今回の措置の対象にはならないと思ひます。

この点につきましては、今後の施行通知などにおいてはおつきりしたいと思ひますが、一つは、心身の故障については分限休職、免職で対応すべきであること、それから、児童生徒への指導が不適切である原因が精神疾患等の病気に起因するおそれがある場合には、判定のための手続の過程で精神科医の意見を聞くというようなことも含めまして、都道府県教育委員会が定める手続に盛り込むように指導していくことを予定いたしております。

○児玉委員 その点は、後からもう一回議論しますが、大臣、要するに、疾病の問題というのは医療の範疇として回復を図る、そうですね。

○遠山国務大臣 そういうことでございます。

○児玉委員 そこで、教師の反社会的行為や体罰などについて、今国民の間で教師の問題が非常に強い関心を集めています。こういったことについてはあいまいな態度をとるべきでない、私たちはそのように考えている。

りますか。そして、厳密な意味でない体罰は許されるのか。

そこを一つはつきりさせていただきたいのと、もう一つ、同じ答弁の最後のところで、あなたはこうも言った。子供たち自身の行動なり態度なりというものをどうしていくかというものもあるかと思ひます。子供たちの態度によつては体罰が認められることがあるのか。

皆さんが出しているさまざまのものがあつたけれども、例えば、厳密云々という点でいえば、昭和二十四年八月二日の法務府の発表や、昭和二十三年十二月二十二日の文部省の学校教育局あての法務府の回答があります。その中で、体罰というのは単なる身体的性質を持つものだけではない、端座、直立等、特定の姿勢を長時間にわたつて云々と、非常に具体的に厳格に規定していますね。そこは改めてはだめだ。

そして、文部省自身が昭和三十三年七月十六日の初等中等局長通達の中で、教職員は児童生徒の指導に当たり、いかなる場合も、子供が少し騒いでいるとか何とかということ、感情の激発で体罰を行つてはいはがらない、いかなる場合においても体罰を用いてはならない。

この前のあなたの答弁と比べてみて、どうしても理解ができない。いかがですか。

○遠山国務大臣 申すまでもなく、体罰は法律により厳に禁止されているところでありまして、これはいかなる場合にも体罰を用いてはならないというふうに解しております。

○児玉委員 そのことをはつきりさせて、次に進みます。

さて、先ほどの疾病の問題というのは、これは医療の領域の問題である、私はそれにとり思つています。ところが、先ほど石井議員の触れた各都道府県が既に始めている、文部省の求めによる指導力不足なるカテゴリーのもので、教員等の手引を幾つか私は見てみた。例えば神奈川、埼玉、高知、東京もそうですね。

神奈川ではどう書いてあるか。

指導力不足等の原因が精神疾患等の病氣と疑われる場合は、(1)、(2)というのはその前に書いてあることなだけれども、継続して指導、研修を行へと言っているのです。

うつ的な症状が出てくる。私はこの問題で精神科の専門家として議論を試みました。知的な領域の仕事をしていく人にとって、特に責任感旺盛で頑張り屋のタイプにうつ的な症状が出ることが多い。まず家族においてその変化に気がつく。少しおくれで職場で同様のことが出てくる。そのとき、医学的に一番やつてならないことは、もつと頑張り励ましたり、あなたの指導力が不足しているからその点の研さんを積めと言つたり、あれこれ注意をする。それは、少なくとも精神疾患に関して言えば症状を増悪させる、これが今日の精神医学の到達点ですね。

その到達点に照らせば、先ほどの神奈川の、指導力不足等の原因が精神疾患の病氣と疑われる場合、継続して指導、研修を行い、そしてあわせて、受診を指導し治療への導入を図る。この人がもしうつ的な症状であれば、増悪させるだけじゃありませんか。

私が聞いた専門家は、そういう場合は速やかに職場から切り離して適切な医療を受けていただく、数カ月ないし一年で立派に回復して見事にもとの力量を発揮できると。この点で、神奈川のこれは、明らかに医学の常識を逸脱していますね。

同じことが大阪でも言える。大阪で、指導力不足教員について三項目を挙げているけれども、その三項目に「疾病等により、指導力があるが発揮できない者」とある。こんなものをそのままにしておいていいですか。答えてください。

(委員長退席、鈴木(恒)委員長代理着席)

○遠山国務大臣 具体的に、今御説明のありましたそれぞれの県の取り組みについて、詳細を承知しておりますけれども、精神疾患である教員についてどのように対処すべきかということは、先ほどお答えしたとおりでございます。

○児玉委員 それでは大臣、こういうふうにし

しょう。今私は具体的に言いましたから、神奈川、大阪、次の質問の機会までにそこを正確に認めていただいて、そして疾病は疾病としてきちんと治療をする、その方向を貫くということが必要なので、その点を求めておきたいと思う。いかがですか。

○遠山国務大臣 その点、私ももちろん、どういう内容であるのかというのを調べさせていただきたいと思ひます。精神的な疾患であるのか、あるいは指導上の不足によるものであるのかといううなことを徹底していただきたいと思つてい

○児玉委員 そこで、事柄の是非は別として、そのことに對する私自身の意見は別として、この法案は非常に重要な法案だから、そこで提起している中身を正確に私たちがつかんでおく必要があると。そういう意味で、若干詰めておきたいことがあります。

その一つ、先ほど大臣も口にされたわけけれども、地教法、今度の法案の第四十七の二における「児童又は生徒に対する指導が不適切であること」指導が不適切であること、この概念と、地公法二十八条の三に言う「その職に必要な適格性を欠く場合」、必要な適格性を欠く場合、この二つの概念の区別、相違はどういうものですか。

○遠山国務大臣 この法律案におきます転職の措置というのは、児童生徒への指導が不適切な教員のうち、分限免職などまでに至らない者について他の職に転職させることとしております。

分限処分は該当するかどうかというのは、これはなかなか、それぞれの個人にとりまして身分上の変化にかかわる大事なことでありますので、児童生徒に対する指導の不適切さだけでなく、公務員一般に当てはまる勤務状況全般について判断されるものでございます。

これに對しまして、本法案の措置に該当するかどうかというのは、児童生徒に対する指導が不適切かどうかのみに基づいて判断されるものでありま

して、この点、分限処分とは異なっております。○児玉委員 この分限の問題、言つてみれば有権解釈を行い得る官庁と何回か議論をしました。そこで、総務省の担当者は、地公法の概念というのは公務能率に着目した概念であると。そして、あといろいろなことがありますが、それは省きましよう。

今あなたの御説明によると、こういうふうな理解してもいいですか。適格性欠如とまでは言えないが、子供の指導において不適切である、そういう概念と考えていいですか。

○遠山国務大臣 逆に、分限免職となる場合というのはどういうことかと申しますと、指導の不適切という範疇ではなくて、既に授業などの指導が放棄されていたり、あるいは児童生徒が授業中に騒いでも全く指導を行わない、そういう場合と考へられておりまして、指導が不適切ということと分限免職の対象となるケースというのは別のものであるというふうに考へております。

○児玉委員 別のものであるという点は、私もそう思ひます。そして、この法律の書き方自身が、地公法のどれとどれを除いてという書き方をしていますから、その部分とは別の概念であるというところはここから明白です。

それで、今のお話なんだけれども、こういう適格性の欠如、私がさつき冒頭に是非は別としてと言つたのは、分限の問題自身が大きな争いになることが多いわけですから、その是を私は述べざるもろは全くない。しかし、その持つている客観的な意味についていえば、かなり長い期間を経過しておりますから、行政的には相当概念が確立しています。

例えば、勤務成績がよくない場合という二十八条の一項、それは適格性とも関係することがあるが、肉体的、精神的な条件を満たしていても、飲酒、かげごと等のための出勤、勤務不良というふうなコメントルがありますね。これは若干の判例にも裏づけられている。それから、心身の故障のためというのは、まず

出てくるのは、分限ではなくて病気休暇、そして病気休暇等ですよ。さっきの結核が教特法によるというのはそれでですね。

そして、適格性を欠くというのは、これは素質、能力、性格ですよ。これも幾つかの判例がある。そこで言いたいだけども、大臣、さまざまな日本の法律の中で、指導力という極めて抽象的な概念でもってその人物の適性云々を判断するよいうな法律というのは、他にどんなものがあるでしょうか。

〔鈴木(恒)委員長代理退席、委員長着席〕

○遠山国務大臣 他にどのようなものがあるか、すべての法律を調べたわけではございませんけれども、私は、学校教育という、教育という指導を主たる内容とする作用が行われている場における今回の措置ということ、他の法律云々のこととありますよりは、学校自体をよくする、あるいは教育力を増すという意味で、今回の法案、一部改正法ができてきているというふうに考えております。

○児玉委員 これは、この後の審議で核心に触れる問題だと私は思う。

あなたたちは、「児童又は生徒に対する指導が不適切であること。」これが一つ提起されていますね。「研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができない」と認められること。二つ挙げて、そのいずれにも該当するもの、どつちかだけでなくて、二つを満たすという形で提起をしてくている。

本会議で、私は、だれがどのようにしてそういう判定ができるのかとお聞きしたら、あなたは、都道府県教育委員会の規則にゆだねているというふうに答えられた。これでは事柄の審議が進みませんね。

そこで、私は別の観点からちよつとお聞きをしたいと思うのです。

教師の仕事というのは、どんな中身を持つだろうか。教育基本法で明示されているように、子供

の人格の完成を目指して行われる極めて高度で多面的な性格、内容を持つものだと私は感じます。

そして、学校の教育は、一人がやるものじゃありません。数人ないしは数十人の教師が集まって、子供のために何が自分たちでできるかということを実際に考えて、そして情熱的、献身的に教育に当たる、すぐれて集団的な営みだと私は考える。

しかも、その効果は短いスパンでは出てきません、年月を経てその効果があらわれる。

大臣、このことをお認めですか。

○遠山国務大臣 学校の作用が、学校における教育作用でございませうか、そのことが単に一人の教師がすべてを賄って完了するというものでないという点では確かでございます。

ただ、今回の改正は、何度も申し上げておりますように、子供たち一人一人の教育を受けるといふ立場から見るとときに影響力のある先生というものは、身近にいる担任であり、あるいは直接指導していただく、他の人もおりましたけれども、そういう人であるということの観点からでございます。集団的な、学校教育全体がすべての教師がかかわっているという論理と、今回のねらっているすぐれた教育力を持つ学校にしていきたいという考え方というのは、私は、必ずしもその論理だけで今回の考え方を批判されるというのは当たらないのではないかと思います。

○児玉委員 議論は皆さんも避けずにやりたいとおっしゃるから、大いにやりましょう。

そこで、今度のこの法律案のことについて聞きながら、今私が聞いたのは、教育という営みの特性です。多面性、高度である、集団的な営みという性格が強い、そして年月を経て効果があらわれる、このことについて文部科学大臣としてお認めかどうかとお聞きしているのです。

○遠山国務大臣 教育の営みが、一人一人の子供の全人格的な完成を願いながら、いろいろな角度からの指導が行われて、その成果があらわれるのは確かに年月を経てからかもしれません。その

意味では、今御指摘のような点というのは、そういうことであらうと思います。

○児玉委員 大変恐縮ですけれども、私自身は、宮沢賢治という詩人を非常に尊敬しております。彼が花巻農学校の教師をやっていたときに、一九二七年のことです、まさに昭和の初年ですね、最初の卒業生を出すとき、「生徒諸君に寄せ」という詩をつくりました。これは未完の詩で、全集にさまざまな形で収録されています。その冒頭、何と書いていますか。

この四千年が

私にとつてどんなに楽しかったか

私は毎日

鳥のように教室で歌って暮らした

誓つて言うが

私はこの仕事で

疲れを覚えたことがない

こう言いまして、そして農学校の子供たちに、昭和の初年、未来のコペルニクスよ、未来のダーウ

インよ、そして未来のマルクスよと呼びかけた。

私は、大臣は長い間教育の分野に従事されてきているから、私が御紹介するまでもなく御承知だと思ふけれども、この言葉の中に、賢治が、みずから教師であることに對するたぎるような誇り、そして彼自身が正しいと思つている自然と科学についての知識を存分に子供に伝えられることの喜び、これがこの言葉の中に横溢していると思ふ。もし日本の教師があらちの学校の毎日を鳥のように歌って暮らしたら、日本の子供がどんなに幸になるだろうか。その点どうですか。

○遠山国務大臣 そのような教師の方々がばかりであれば、随分すばらしいであらうと思います。

私自身も、小学校、中学校を通じて、本当にそのように思つておられるのではないかと思ふような先生方次第に次々にお目にかかつて、そして自分自身を啓蒙され、そして今日があるというふうにしておりまして、まことに教師の力というのは偉大であるという点は納得でございます。

○児玉委員 こういう教師が本当にふえていく必要がある。排除するのでなく、包み込んで励まして、そういう教師になってほしい。

率直に言いますけれども、指導力の問題について誠実で真摯な教師ほど、みずからの指導力について不安と疑問を持っています。自分の指導力が子供が求めているものに足り得ているだろうかという悩みと不安をいつも持つています。そういう教師は、きちつとみずからの研修と同僚との話し合いの中で高められていきます。タイプによってさまざまだし、その教師は都会では大いに力量を発揮するかもしれないけれども、学校をかわって小さな学校に行つた途端に先ほどの精神疾患になつたケースというのを私もよく聞きます。極めて多様ですよ。

そこで言いたいのは、全国すべての教師を対象にして、私がいいる北海道の教職員の数は数万人です、校長、教育委員会が、指導が適切か、不適切かを一年単位で判定する。あなたは指導が不適切だと烙印を押されはしないかという恐怖にとらわれない人がいるだろうか。その恐れが熱意のある教師を萎縮させて、そして伸び伸びとした教育力の発揮を阻害しないか、そのことの危惧が広がっているのではないかと私は二十九日の本会議であなたに聞いた。

お答えを聞いていて、私はやはり率直に言つて驚いた。大臣は何と答えたか。いたずらに教員を萎縮させたり、伸び伸びした教育力の発揮を阻害することはないと思ひますと答えた。もし、いたずらに教師を萎縮させ、教育力の発揮を阻害するようなことをねらう人が文部科学省にいたら、きようすぐやめてほしい。

私が議論したいのは何かというと、教職員、父母、国民が今一番恐れているのは、指導が不適切という、極めて広範で抽象的でつかみがない、製造工場のある労働者が一日、部品を五十つくるか五十五つくるかは計量可能です。しかし、算数の授業で子供たちに分数の計算をどれだけ確実にある日伝え、翌年また別の領域を伝え、六年生になつてまた伝える、それらがどのような効果を発揮

しているか、これは定量的につかむことは極めて困難です。そういう中で、あなたが吐露された、いたずらに教員を萎縮させることはない、いたずらにそんなことをされて許せませんか。問題は何かというと、結果として、このような教育政策が教師を萎縮させ、伸び伸びとした教育力の発揮を阻害することを恐れている、そのことが子供の不幸せにつながり、日本の教育を荒廃させる。

私は、もう一遍、本会議の私の質問に対してあなたに答えていただきたい。

○遠山国務大臣 今回の改正のねらいはるお話しているとおりであります。一人一人の子供たちが学校において伸び伸びと力を発揮し、そして心の面でも十分に受け入れられていく、そのような状況というのが今国民が一番望んでいるところではないかと思えます。そのようなことから、その指導力において不適切であるような教員について、その能力、資質に応じながら転職をしていただくというのは、これは私は国民の声ではないかと思えます。

このような観点から、この法律案におきましては、対象となる教員を、児童または生徒に対する指導が不適切であること、そして研修等の措置が講じられてもなお適切に指導を行うことができないことのいずれの要件にも該当する者に限定しております。また、その手続についても、きちんと幾つかの具体的な手続の考え方も示しながら、各教育委員会において規則で定めることとしたしております。そのような今回の姿勢を考えれば、萎縮をさせるようなことにはならないというふうに私は信じております。

○児玉委員 あなたが信じるのはあなたの自由です。問題は、子供に責任を負わなきゃいけない。今あなたがいみじくもおっしゃったけれども、首相の私的諮問機関でない教育改革国民会議の報告を受けたのは去年の十二月の末ですね。その席上で森首相から督促されて、町村前文部大臣は速やかに関連法案を取りまとめるように指示された。

文部省が慌ただしく作成した文書、これを拝見した。一月二十五日、二十一世紀教育新生プラン。あなたは今、教師の指導力云々について、手続も示しているし、提起していることも明確だという趣旨のことをおっしゃったけれども、私はそうは思わない。これを読んでも、例えば皆さんがつくったこの冊子の中に何て書いてあるか。こう書いてあるじゃないですか。指導力が不足し十分な適格性を有しないと認める教員を教育以外の職員に円滑に異動させるための方途の創設等。そして矢印で、通常国会に法案提出とある。まさにそうなさっている。

先ほどの地公法の概念と、皆さんが今出そうとしている地教行法の概念が一緒になって、混在しているじゃないですか。指導力が不足、十分な適格性を有しない、あなたがこの文部省の文書で言っているのは、適格性があるかないかではなく、十分な適格性があるかないかですよ。このくらい場当たり的なことではないじゃないですか。どうですか。

○遠山国務大臣 そのあたりのきちんとした法的な解釈をした上で、今回の提案をいたしております。

また、今のお話で、教育改革国民会議、確かに去年の十二月でございましたけれども、その後、直ちにこういう方向性をとったのではないかと、うお話でございませうけれども、この問題につきましては、本日に長年、中央教育審議会なりあるいは教育職員養成審議会においても議論をされてまいりまして、教員としての適格性を欠くと認められるに至った者についてはどういうふうにしてほしいというふうなことが書かれておまして、そういうものもベースにした上で今回の措置をとっているわけでございまして、急に思いついてというふうなことではございません。

○児玉委員 その議論はまたゆっくりやります。今私が言っているのは、指導力不足という概念と、そして十分な適格性云々と、明らかにこれは概念が違いますよ、さっきの議論の中でも明らかに

かになったように。それを一緒にしてしまつて、そして皆さんのこの色刷りのチラシの中で何と書いているか。「不適格教員への厳格な対応(教壇に立たせないこと)書いていますよ。まさに排除ありきではないのですか。不適格というのは、これは地公法第二十八条の規定です。指導力の問題について、そのことを今法律では、皆さんいろいろ言うているけれども、もともと出発になるこの文部省の文書の中ではそのところをこつちやにして、どうして適正な努力がされていると言えますか。この点は続いて議論をしたい。

もう一つ、きょう聞いておきたいことがある。それは学校教育法第十八条の二における社会奉仕体験活動についてです。この点についても非常に多くの国民の厳しい批判が寄せられています。

そこで、遠山さんに私お聞きしたいのだけれども、何と云つても、奉仕活動というのは本人の自発性を抜きにしては、これは苦役になつてしましますね。私だけの考えではありませぬ。

例えば、去年の十二月十五日に日本ペンクラブは、その声明で「もとと奉仕活動はボランティア、すなわち自発的意思にもとづいて行われるべきことであり、法により義務づけられるべきものではない」というふうな述べていらつしやる。

日弁連はどうか。ことしの三月十六日の会長声明、声明の表題は極めて具体的です。「学校教育法「改正」法案に関する会長声明」。その中で何と云っているか。

今回の法案が十八条の二として新設した「社会奉仕体験活動」は、「奉仕活動」を義務づけようとしている教育改革国民会議の最終報告を法制化したものである。「奉仕活動」の強制は、任意参加を前提とするボランティア活動とは異質なものであつて、子どもの人権の視点に鑑みても様々な問題があり、その法制化を拙速に進めるべきではない。

日本ペンクラブそして日本弁護士連合会、それが率直に、具体的に皆さんに提起されたこの中身を、あなたはどのように真剣に検討された

か、そして今どのようにお考えなのか、検討の経過と今のお考えをお聞きしたい。

○遠山国務大臣 奉仕活動の義務化ということを前提にしての御議論かと思ひます。しかし、今回の改正は、学校に対して、教育指導を行うに当たって、社会奉仕体験活動等の体験活動を充実するよう努める旨を規定するものでありまして、児童生徒に対して社会奉仕体験活動等の体験活動を行うことを直接義務づけるものではないと思ひます。

また、今回の改正は、学校の取り組みが充実することを意図するものでありまして、児童生徒の社会奉仕体験活動への参加が促進、充実することを目指すものでありまして、このことをもって直接義務づけるということを前提とした議論にはならないと思ひます。

○児玉委員 私が聞いているのは、今の議論はその後ゆっくりやりますが、ペンクラブと日弁連の声明に対して、文部科学省はそれをどのように受けとめ、どのように検討したかをお聞きしているのです。

○遠山国務大臣 恐らく、この問題について議論をされたプロセスにおいて、教育改革国民会議におきまして、あるいはそれ以外の場におきまして、そういういろいろな考え方を前提とした上で、なおかつ今日の学校で最も欲せられるもの、あるいは子供たちが本心に心の問題にも充実して、身につけるものは身につけ、そして体験できるものは体験していく、そして社会の一員としてしっかりとルールというものを身につけていく、いろいろなことを考えた上で、私は、奉仕活動というものを取り入れるということが今の学校教育の中で重要という前提に立つて、これも義務化するということではなくて、そういうことを取り入れることに努めるという言い方において、それを表現するということを目的としたというふうな考えでおります。

○児玉委員 今のお答えで明らかになったことは、大臣はこの二つの重要な声明についてはお読みにもなっていないければ検討もしていないという

ことがわかりました。それが一つ。これはぜひあ
なた、真剣に読んで、重要な社会的影響力を持つ
団体の意見ですから、真剣に検討してください。

二つ目。今のあなたの答弁、二十九日の本会議
でこの問題に触れて、あなたはもと私に答えた
か。社会奉仕体験活動については教え導くとい
う指導の姿勢で臨むとあなたは述べた。教え導く、
これは上からの教化ですね。そして同時に、あな
たは同じように本会議で私にこう答えた。各学校
の教育活動として体験させるものであります。

教育改革国民会議の中間報告には、人道的作業
に当たらせる、どうも皆さんは使役の表現を使う
のがお得意みたいですね。何々させる。そこには
全員参加と強要しかないではありませんか。その
ことを答えておいて、今の答弁は余りにも白々し
いです。

この議論は続けてやります。終わります。

○高市委員長 中西續介君。

○中西委員 私、一昨日の討論の中で、基本的
な問題について残っている分野がございますの
で、その点について質問をしたいと思ひます。

二十一世紀教育新生プランについてお聞きしま
す。

教育改革関連三法案は、首相の法定外諮問機関
と言われる教育改革国民会議の報告を受けまし
て、文部科学省は二十一世紀教育新生プランにま
とめたわけでありませう。これに沿って提案され
たと思ひますが、一九九六年中教審答申と異なる重
要な法案であるのに、中央教育審議会には諮ら
ず、直接法案策定をするという事は、手続上、
極めて重要な問題があると思ひますけれども、ど
のように考えておられるのか、お答えください。

○遠山国務大臣 教育改革国民会議は内閣総理大
臣のもとに設けられた懇談会でありまして、すぐ
れた英知を集めて、教育の根本にさかのぼって、
幅広く議論が行われて、昨年十二月、報告が提出
されたところであります。

文部科学省では、この報告を踏まえて、本年一

月二十五日に、今後取り組むべき教育改革の全体
像を示す二十一世紀教育新生プランを策定したと
ころであります。これは、教育に対する国民の信
頼にこたえるためには迅速な改革の実行が不可欠
であつて、このプランを踏まえて、特に緊急に対
応すべき事項については、教育改革関連法案とし
て今国会に提出したところであります。

なお、中央教育審議会は文部科学大臣の諮問機
関として、教育の振興、生涯学習の推進、スポー
ツの振興に関する重要事項を調査、審議する審議
会でありまして、具体的にどのような事項を諮問
するかについては、大臣の責任において適切に判
断するということになっているところでございま
す。

○中西委員 私が先ほど申し上げましたように、
これはあくまでも首相の私的な諮問機関、法定外
諮問機関であり、先ほどお答えにありましたよう
に、懇談会、こういうことになっております。今言
われましたように、文部大臣の法的に決められた
諮問機関としてある中教審で、もし懇談会のいろ
いろな指摘なりなんなりが出たといひますと、
このことを今度は文部科学省としてどう受けと
め、どのようにするかという場合に、このような
重要な法案であるだけに、教育国会と言われるぐ
らいに重要だと言っているわけですから、そうい
う問題については、少なくとも中央教育審議会に
諮った上でどうするかについて決定づけていかな
くちやならぬと私は思ふんですね。これが従来の
やり方だつたと思つております。

ですから、この点について、法的な件はどうい
うふうにお答えいただけますか。

○高市委員長 中教審の法的な位置づけということ
のお尋ねでしょうか。

○中西委員 そうです。国民会議と両方あわせ
て。

○岸田副大臣 質問の趣旨を十分に把握している
かどうか定かではありませんが、ちょっと、もう
一度お願いできますか。済みません。

○中西委員 私が申し上げましたのは、この法定

外の諮問機関であり、大臣が言われましたよう
に、懇談会だと言われる教育改革国民会議なん
です。ですから、ここでのいろいろな提言をするとい
うことについて、私たちが制限をしたり、いろい
ろこれについて指摘をするつもりは何もありませ
ん。十分やっていただきたいと思ひますけれど
も、それがこういう報告を出した途端に、文部省
としては直ちにそれに沿つたプランをつくり、そ
してこういう法律をつくつてきたという経緯があ
るわけですね。

そうなりますと、私は、少なくとも文部科学省
の行政としては、文部大臣を頂点にして、そこで
具体的にそうした問題等についてやっていくだろ
うと思ふんですね。そこに、なぜそういう意見が
あり、この種の問題についてどのようにしていくか
ということ従来は詰つてきたと私は思つていま
す。ところが、それを手を抜いて、今度は半
年かからず直ちにそういう案をつくつて提出を
してきたという経過があるんですね。

教育という問題は、そういうふうな短時間でど
うだこうだという問題じゃないと思ふんです。こ
の前から私が指摘したように、従来からの長い間
の反省なりいろいろな問題が、かつての文部省
として今の文部科学省にはあるはずですから、そ
うした上に立つてこの懇談会の提言について論議を
していくという、このことの方が私は大事じゃな
いかというのを指摘しているんです。

ですから、そういう手を抜いておる、手続上問
題があるのではないかとこのこととあわせて、こ
ういうやり方が、法的にはどういふふうな理解を
すればいいんですか。私的なものでやつたもの
を、わざわざある、法的に認められておる審議会
には全くかけずやるといふことについて、どの
ようにとらえ、そして今回の場合措置をしたの
か。これは、残念ながら、あなたたちの時代にや
つたんじゃないんですね。ですから、その点は太
変気の毒だけれども、行政は継承性があるわけ
ですから、その点でお答えください。

○岸田副大臣 教育改革国民会議の議論、そして

最終報告を踏まえてこうした動きが続いていると
いう御指摘でございますが、おっしゃるとおり、
教育改革国民会議の議論も踏まえた上で、今まで
の議論の蓄積の上で、ことしに入つて二十一世紀
教育新生プランが策定されたわけでありまして、
このプランは、あくまでも文部科学省、政府の責
任で策定したものであります。ですから、教育改
革国民会議等の議論はもちろん踏まえ、そしてさ
まざまな議論は頭にあるわけでありまして、あく
までもこれは政府の判断で作成されたプランだ
といふふうに思つております。

ですから、先ほど大臣の答弁の中で、中央教育
審議会にどのような事項を諮問するかについては
大臣の判断で行うというお答えをさせていただき
ましたが、政府の判断でつくつたこのプランの中
で緊急を要する部分を、特に今回三法案という形
で審議をお願いしているわけでありまして、それ
以外の部分につきましては、中教審において議論
していただくことも考えなければいけない。こう
したさまざまな動き、並行して進めていくこと
は、法律上問題はないのではないかとこのように
考えております。

○中西委員 私がなぜこのことを指摘するかとい
いますと、これは後との関係がございませうけれ
ども、戦後教育の病弊と改革の方向を端的に示して
答申をいたしました一九八六年の臨教審答申があ
ります。この中には、今問題になつておる個性重
視の原則を掲げまして、画一よりも多様を、硬直
よりも柔軟を、集権よりも分権を、統制よりも自
由・自律を重んじる制度、施策を求めたのが、こ
の一九八六年の臨時教育審議会の答申であつたと
思ふのです。

そして、これを受けまして、二十一世紀の教育
の指針となつておる、ゆとりの中で生きる力をと
の九六年中教審答申、これも、この延長線上に今
文部科学行政はあるんだと私は思つてずっと信じ
てきました。

ところが、今言われるように、法的には云々と
いうことを言つておりますけれども、少なくとも

も、先ほど来申し上げるように、文部省における今までの過程からいいますと、たとえ総理といつても、あくまでもやはり諮問機関、総理が意見を聞くところなんですね。そして、それを今度受けて、総理が直ちに法律をということを文部省に言ったと思うのですけれども、こういう状況があるということが、まず第一に、今までこれまでのことはなかったですね。少なくとも、そういう問題があれば中教審に諮って、個々の今までの方針からしますと、私たちがこれならと思うような中身になつておるのですけれども、まだ不安はありますけれども、今までの八十六年あるいは九十六年のこの内容というのは、不満はあつても、これならまだしも従前からの反省の上に立つてこれをやっておるな、こういう感じがしてきただけですね。

ところが、今度は全く、私は異質的と申しますけれども、そういうふうな私的な諮問機関である国民会議、これを受けて直ちに、総理が言った、首相が言ったということで、手がけて法律をつくるなどという、これほど中教審というものが今まで長い間、問題があるものをやってきたのに、それを全部無視するようなやり方でやつておるから、私は大変これは問題じゃないかということを書いておるんです。

ですから、そうした点を考えたときに本当に、私は、もう少し慎重に法的措置というものを考えて、行政のあり方というものを考えてやるべきではなかったかと思うのですけれども、そこいらが非常に欠落しておつたのではないかと。ですから、私が改めて法的にどうなんだということをお聞きをしたのも、そこにあつたわけでありまして。

そこで、もう一つあれします。

教育新生プランは、新世紀が始まる本年、二〇〇一年を教育新生元年と位置づけまして、このプランに基づいて改革を断行していく決意と言われおられます。改革の内容を含め、先ほど申し上げましたように、八十六年あるいは九十六年の答申があるのに、こうしたものを無視したこのやり方というのは、私が指摘をしたいと思うのは、森総理の

短命であることの自覚の中から、教育改革を一大国民運動にするといつて拙速に進めてきたとしか思われません。特に、資質を問われた森総理の神の国発言、あるいは国家主義的思想と感覚で、画一的、集権的改革を強行されることには、私は大変問題があると思うんです。

この点、慎重にやるべきであつたと思うんですけれども、これに対するとらえ方は、どのようにとらえておるのか。至上命令だということでも、内容的なものとは問わぬ、何でもやります、こういう立場に立つたかどうか、この点をお聞かせください。

○岸田副大臣 まず、先ほどの先生の御指摘で中教審の話がありました。過去の歴史を振り返りましても、すべての案件を中教審にかけて、その結果に基づいて物事が決まつたというものではないというふうな思つております。これは御理解いただけると存じます。ですから、中教審の關係につきましても、先ほど申し上げたような道筋で物事を考えて、あくまでも政府の責任でこのプランができておるということ御理解賜りたいというふうな思つております。

そして、昨年来、いろいろな議論があつた。その議論の中で、拙速ではなかったかというお話であります。さまざまな議論を踏まえて、文部科学省、政府の責任でこの二十一世紀教育新生プランができ上がったわけでありまして。

その中身、さまざまな内容を含んでおります。その中には、大変長い時間のかかるものもあれば、具体的にすぐ手のつけられるもの、いろいろなものがあると思つて存じます。この内容につきましても全部一律に対応するというのは、これはちよつと現実離れではないかという気がいたします。

そういった中であつて、具体的にまず手をつけるべきものとして今回三法案をお願いしているわけでありまして、それ以外、さまざまな事項については、中教審の答申をお願いする等々、さまざまな対応を講じて、それぞれ適切に対応していく。それぞれの内容、性格に応じて対応すること

によつて、全体の二十一世紀教育新生プランができ上がつていく、現実化していく、このことが大切だといふふうに思つております。

○中西委員 余りが本日に時間をとりたくないんですけれども、時間が本当に足りないですね、こんな議論をしていくと。

なぜ、私がこのことを申し上げるかといいますと、今、中教審にかけずに法律をつくつたということをおっしゃられましたけれども、それは当然でしょう。私は当初から、今度の教育改革については、教育改革国会と名づけてやるくらいに重要な中身だと言つておる問題について触れておるから、わざわざ中教審の議を経なくちゃならぬのじゃないかということを書いておるんです。それはたくさんあります。中教審に一々かけて法律をつくるということにはなつていないと思う。しかし、あなたたちが言つておる、森総理が所信表明のときやつたじゃないですか、教育国会にするということ、重要な国会なんだということ、これを指摘するくらいに、重要な案件として私はとらえておる。

ところが、残念ながら、今言う八十六年、九十六年の整合性、そこら辺をあれすると、相当な違いがある。先ほど言うように、画一的で集権的な体制がその中に入つてきている。前のは全然違うんです。よ、今までの流れというのは、このことを私は指摘をしておるんです。だから、そのことが許されまつかということを言つておるのですから、今答弁されたように、全部かけてやつておるわけじゃない、わかつた話なんです。

ですから、私は、やはりこの点は慎重にやるべきだと思つたので、この点についてのお答えだけください、そうしないともう時間がありませんから。

○遠山国務大臣 今回の教育改革といふますものは、一律主義を改めて、一人一人の才能を伸ばして、個性や創造性に富んだ人間を育成する教育システムを導入するということを目指しております。そして、授業を子供の立場に立つたわかりや

すく効果的なものにするといふことをねらいとしていて、そこでありまして、個性重視から画一へといふのは全く逆と私はもはや考えております。そういうことへの国民の期待が極めて大きいといふことで、迅速に今回の法改正を取りまとめ、こちらに御審議をお願いしているところでございまして、その点は御理解をいただきたいと思ひます。

○中西委員 私がなぜこのようなことを言うかといひますと、画一的で集権的といふことをあえて私がつけ加えたのはなぜかといひますと、少なくとも、内容的に、どうも文部省が昔返りして、みんな網をかけるというやり方になりつつあるんじゃないかという感じがするからです。

この前、私が子どももめ基金問題で指摘をしたように、この基金問題だつて今度の法律改正の中に入つておるんでしよう。これ一つ例にとつてわかりやすく言うならば、少なくとも、地方分権だ地方分権だといふのに、第一、基金のあり方そのものがおかしいんですよ。百億をとつて二十億の事業費までつけた基金なんて今までありません。そして、その金を今度は、百万から五十万くらい、それぞれグループだとか、いろいろな地方のそういう組織に助成としてやるといふんでしよう。そして、今度は、オリンピック記念青少年センターがいろいろところのマニユアルをつくつて示す、こういうんでしよう。いろいろな、読書会にしても書道に関する集まりにしても、各集まりのマニユアルを一つ何で示さなきゃならぬのだ。あなたたちの説明の中には、地方の人から要求されたからそれをやるというんですよ。こういうことをいつまでやる。

だから、あなたたちがマニユアルを示してやらせる、その人たちは百五十万だとかやるということになつてくると、これでは地方分権なんか、また完全に昔に返つて文部省の囲い込みだ、こういうことを私は指摘しました。ところが、そのことについては全く答弁がないんですよ、この前

それから、基金の運営だつてそうでしょう。パスをつくらせてわざわざする必要も何もない。やるんだつたら、百億のあれをつくらずに、二十億要るんだつたら二十億のものをちゃんとあれすれば何でもないんですよ。しかも、それを発想した者はどうかと思ったら、今検挙されている人たちが中心になつてやつたじゃありませんか。

私がここで指摘しました、例えば資質的な問題というものを指摘した森さんの場合だつて、KSD問題がなかったらまだ大きな問題になつていたでしょう。ゴルフクラブの会員権の問題にしても何にしても、考えられないですよ。

そういうような人が昔返りを願つたような形で、本当に子供たちの個性をということになり得るかというところ、今までの体制からするとなり得ません。すべて国が、公がということ、棒をはめて物を発想する、こうした状況があるから私は言っているんです。今度の場合だつてそれに近いものが入っているから、分権どころではありません。

ですから、私は、この点で今こそ慎重にやつて、内容的にもう少し十分な時間をとって、国民の皆さんがこれほど教育問題に非常に関心を持っていらっしゃるから、本当に呼びかけてやるべきではないか。こう見ますと、文部科学省の方から各県に行つて、一カ所か二カ所ずつと今説明して回っているでしょう。あれは行政の皆さんだとか何とかを中心にして集めるわけですよ。そうでなしに、本格的に教育改革をやるとするならば、そうしたことを含んで。

ですから、今言う二十一世紀云々を見ますと、十七項目め何かには、教育基本法、教育基本計画、こういうものについては中教審にいうことを言っているでしょう。ところが、この種問題については中教審と言っていない。抜いてやっているから、私は言っているんですよ。

だから、何か知らぬけれども、どうもあなたたちの説明なり答弁を聞いておりますと、非常に内容的に私は疑問を感じるものですから、このこと

を指摘しました。これはまた後刻やりたいと思います。

そこで、時間がありませんので、もう一つだけ。この十七項目につきまして、内容的には、主な政策課題十七項目の中に、今申し上げました教育基本計画と教育基本法があります。改革に当たつてはどのようなイメージを持つておられるのか、全くないとは思いません。なお、現行教育基本法は何が問題として論議されているのですか。その点をお答えください。

○岸田副大臣 教育基本法につきましては、再三答弁させていただきましますように、制定以来半世紀たつ中であつて、大きな時代の変化、教育全般についてさまざまな問題、こういつたあたりを念頭に、見直しの必要があるかどうか、議論が進んでいるわけでありま。

そこで、どこが問題かということにつきまして、これは教育改革国民会議の中で三つ指摘されている点、新しい時代を生きる日本人の育成という点、あるいは伝統、文化など次代に継承すべきものの尊重、発展という点、そして教育振興基本計画の策定等を規定すること、こういった点を指摘されているわけでありま。このあたりを議論のポイントとして考えていかなければいけないと思つております。

○中西委員 これは中教審にかけるんですね。

○岸田副大臣 今現在、文部科学省の中で検討しておりますが、中教審に御議論いただくつもりでおります。

○中西委員 私が聞きました、何が問題かという点を指摘はしていただけてませんが、この点はどうなんですか。

○岸田副大臣 今お話ししました三つの点につきまして、現実我々が生きている社会の状態と教育基本法の中身、十分一致しているのか、そのあたりが議論をされなければいけないと思つております。

○中西委員 この前、政務官そこにいらつしやらないけれども、答弁にありましたように、むしろ

問題なのは、この教育基本法を本当に守らなかつたから問題があつたんじゃないかということ、指摘されました。答弁の中にありました。だから、この内容というものは、本当に今、憲法とこれに沿つてつくつた教育基本法、そのことを、今度は今の社会に具体化して適用できる法律というものを、つくるんだつたら、私は何も問題にならぬと思ひますよ。

いろいろな問題はたくさんあるでしょう。この時期というのは、もう御存じのとおり一九四七年ですから、教育基本法が制定されたのは。だから、もう五十年を超えていることは事実です。しかし、基本的なその中身については、私は間違ひがあるということはないと思つています。ですから、それは法律なりなんなりで補えば幾つでもできるじゃありませんか。基本的なものを今ままでやらずにきたところに大きな問題があつたわけでありま。そのことの方をむしろ責めるべきではないかと私は思ひます。

そこで、私は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律について、そしてその内容等について一、二聞こうと思つておりましたけれども、この部分については、時間がまだまだかかりますので、きょうはやめにして、後日、十分時間をいただいてまた議論をしていきたいと思つております。

以上です。終わります。

○高市委員長 山内恵子君。

○山内(恵)委員 社民党の山内でございます。

私は、今回の法案につきまして、特に、指導が不適切な教員の問題について絞つて質問をさせていただきます。

初めに、先ほど児玉議員が、指導の不適切の問題と指導力の不足の問題をお聞きしていたように思ひますが、私は、指導力の問題と教育力という言葉がある、このことをどのように使い分けたいらつしやるか、お聞きしたいと思ひます。大臣にお聞きしたいと思ひます。

○遠山国務大臣 ちよつと恐縮ですが、御質問の

意味がわからない面もあるのですけれども、今回ここで御議論をお願いしておりますのは、指導力の面で不適切な教員についてどう対応していくかということでございます。

教育力というのは、どうでしょう、まあそういうことでございまして、ちよつと御質問の趣旨がよくとれていないかもしれません、今回の改正の御議論の中心は指導力ということでありま。

○山内(恵)委員 この言葉につきましては、後ほどいろいろな形でまた質問させていただきますと思ひます。

今回基本に据えていらつしやる教育改革国民会議の報告は、「危機に瀕する日本の教育」というふうにかかれていて、あたかも日本の教育が青息吐息の状況下にあるようにとらえられるような記述で、ネガティブな側面を意識的に強調しているような文章に思ひます。しかし、この危機的な状況と言われる問題の羅列の中に分析がなく、分析というのは、なぜそうなつたかの分析もなく、また、この教育改革国民会議が何の調査もしていないと思ひます。

問題が現在も発生したり、学校が困難な課題を抱えているということは理解できますけれども、でも、今の日本の子供たち、それから教職員、学校は、この青息吐息というほどだめになっているのでしょうか。多くの教職員は、困難が増している、そういう状況の中でも、全力を挙げて解決に向けて頑張つているという状況があると思ひますが、いかがでしょうか。

恐れ入ります。これは大臣に質問したのでござい

ます。

○遠山国務大臣 確かに、私も多くの教員の方は、日々の課題に積極的に取り組んでおられて、一生懸命やつていただいていると思ひます。ただ、今、世上を見ますと、必ずしもそういう学校だけではない、いろいろな問題を抱えているということも事実であります。

そのようなことを前提にして、今後どう取り組んでいくかというふうなことから、危機に瀕する

という言葉があったと思いますし、また、それぞ
れのすぐれた指導を受けている子供たちにとつて
も、本当の、真の学ぶ力でありまつか、あるいは
は体験に基づいたしつかりした学力でありまつか、
か、あるいは豊かな心を育てるという意味で、な
おそれ以上に改善する面もあり得るわけござい
ます。

そのようなことから、二十一世紀の戸口に立つ
て、今日、日本の学校が抱えるいろいろな問題を
解決することを目指して、今回の教育改革の流れ
がつくられているというふうに思います。

○山内(恵)委員 国民会議の報告書の中には、い
じめとか不登校とか、それから引きこもりの子供
たちの問題も含めて、深刻な状況にあるというこ
とが書いてありますけれども、例えば学校で何か
トラブルが起こったりという意味で、そちらでお
つしやられるような危機に瀕する状況が実際に起
こっています。起こっているというのは、いろい
ろな今言ったいじめとか不登校問題ですね。そう
いう問題の解決のために、教職員はどんな時間帯
を使って解決しているというふうに把握してい
らっしゃいますか。

○遠山国務大臣 学級崩壊のような状況について
は、その学級の指導に際して指導を行っておられ
ますのでしうし、それから、それぞれの問題行動
の実態に応じて、いろいろな機会を通じて指導を
いただいていると思います。

○山内(恵)委員 状況をどのように把握している
のかということ、もうちょっときつとお聞き
したい部分なんです。例えば、私は小学校に三
十年間勤務しましたが、授業を持っているクラス
の子供が三十人ではなくて、四十人がほとんどの
体験です。

そういう状況の中で、何か一つ事件があったり
すると、家庭訪問もし、保護者の方に学校に来て
いただいて放課後話をしたり、参観日でまたその
時間をつくったりと、いろいろなことをしていま
す。それにもう一つ、本業というのは、あしたの
授業準備ということがあるのです。

そのことでは、子供たちの問題が起こって
いる背景、要因、いろいろ問題はありますが、今
学級崩壊の形も言われなければ、その子供
たちも、いろいろな種類の幼稚園や保育所から来
たというだけではなく、育ち方も随分違う子供た
ち、それから、孤立した子育て中という、虐待問
題もこのごろありますし、そういう状況の中であ
れば、教職員の悩みはますます拡大されている状
況にあります。学校と家庭の連携というのも大変
難しい状況にあります。そのようなことも起因し
て、教職員の精神疾患がふえているのではない
かというふうに思います。

その意味では、カウンセリング云々ということ
では済まされない、ある意味では、一人の担任で
はできない部分を学校現場にいる先生方が協力し
てという解決はありますけれども、できれば一
クラスにもう一人先生がいてほしいという状況も
あるだけに、具体的な環境整備、どのようなこと
に一番力を入れていこうと思っていられしやる
か、お聞きしたいと思つてます。

○岸田副大臣 今先生から御指摘ありましたよう
に、平成十一年度に精神性疾患により休職となつ
た教員は数は一、千九百二十四名でありまして、
年々増加している状況にあります。

こうした状況については、真剣に受けとめなけ
ればいけないという認識のもとに、今までも、校
務分掌のバランスを整えるとか、会議あるいは行
事の見直し、効率化、こういったあたりの指導を
行ってきたわけでありまして、やはり個人的に日
ごろから教員一人一人にどのような対応が行われ
るかという部分、この辺の重要性にかんが
みて、今言つたような対応に加えて、相談や
情報交換ができるような体制をつくらなければい
けない、カウンセリング体制を整備しなければい
けないという指導を行っているところでありま
す。

その結果、各教育委員会の方では、相談室の設
置あるいは電話相談などにより、専門のカウンセ
リングが受けられる体制、こういったものを少し

ずつ整えているというのが現状であります。こう
いった方向で、引き続きまして、体制を整えてい
くことの重要性を認識しながら充実に努めていき
たいと思っております。

○山内(恵)委員 ただいまのお答えは先ほどもお
聞きしましたので、そういうことではなくて、少
人数の指導のよきということ、前にお話があつ
たときには、お勉強がどういふふうに進むかとい
う点のみに力が入っていましたので、私として
は、クラスの規模の縮小ということも大変大きな
課題として受けとめておいていただきたいと思
ひまして質問しました。

次の質問に行きます。

今回の法案が提出されたことで、学校現場の皆
さんが大変不安に思っているということが、皆さ
んのところにも行っているかも知れませんが、皆
さんも、たくさんのおはがき、お手紙、それからフ
ォックス、署名、さまざまなものがこのところ日々
来ています。ここで、どのような形で指導力が不
適切であるという評価がされるのかということ
が、ある意味では、学校現場にいる人たちにとつ
ては管理職の方からのおどしとなるのではない
か、処分行政ではないかという疑問も寄せられて
いるところです。

こういう状況では、自分たちが日常にやってい
ることがこの項目のどこに当てはまるのか、本当
に萎縮することを、先ほどの児玉議員もおつしや
いましたけれども、そんな萎縮することがないよ
うに信じているとおつしやいましたけれども、文
部省は、このような恣意的な運用、恫喝というこ
とのないための措置などをお考えでしょうか。

○岸田副大臣 今先生から御指摘がありましたよ
うな、恣意的な判断が行われないためにも、手続
の明確化、これが何よりも大切だというふう
に考えております。そして、手続を教育委員会の規則
で定めるといふことになっているわけでありま
すが、この手続につきましても、文部科学省とし
ては、必要な手続に、こんなものを盛り込むべ
きだというふうな内容を施行通知という形で徹底

したいというふうには思っております。

例えば、判定委員会を設けて判断するというよ
うなこと、あるいは、先ほど来話が出ております
が、精神性疾患等の病気に起因するおそれがある
場合には精神科医の意見をしっかりと聞くこと、
さらには、校長から授業状況等の様子を報告させ
るということ、さらには、当該教員に意見を述べ
る機会を与えるということ、こういった内容を施
行通知という形で手続の中に盛り込むというよ
うなことを徹底していきたいというふうに思つて
います。

○山内(恵)委員 次の質問に行きます。

今回の改正案、事務的なことですので、ちよつ
と急いで読み上げますので、御確認いただける部
分かと思いますが、児童または生徒に対する指導
が不適切で、研修等必要な措置が講じられたとし
てもなおその指導が適切にできないというよう
なこと、そういう場合には、市町村立学校の教員を
都道府県の身分に移して教員以外の職に採用する
というふうに行われているのですが、この場合、
本人の同意によることなくというふうに行われて
いるのですが、そしてその後、人事の決定を行
う、このような確認でよろしいですか、今回の法
の改正内容。短く一言で結構です。

○岸田副大臣 もちろん、先ほど規則の中で申し
上げましたように、本人の意見を述べる機会とは与
えるというところでありますが、同意までは必要
ないと考えております。

○山内(恵)委員 今回の法案の中に、市町村学校
の場合も都道府県に身分を移して、異動するとい
うことも含めて、この念押しをもう一つお願いし
ます。異動に当たっては、市町村教員でこの対象
者になった人を都道府県の身分に移してというこ
とでこの法案を読んでよろしいですか。

○岸田副大臣 そのとおりでございます。

○山内(恵)委員 もう一つなのですけれども……

○高市委員長 山内委員に申し上げます。許可を
とってください。

○山内(恵)委員 済みません。

これは、そういう不適格と言われた方の場合です。では、本人が希望して、自分は教職員に合わなかった、だから異動したいという場合にも適用されるのですか、それは。

○矢野政府参考人 技術的な話でございしますが、その場合も、人事権者が適当であるという判断をしてそういう措置をすることも可能でございします。

○山内(憲)委員 次にいきます。

このような場合、人事ですから、本人のプライバシーというのはどうなるのかということが大変心配です。いわゆるため教員としてレッテル張り、先ほどレッテル張りはないとおっしゃいましたけれども、この守秘義務に関してはどのような措置があるのでしょうか。

○矢野政府参考人 そもそも人事にかかわる事項でございしますから、当然教員のプライバシーに配慮することが必要であるわけでございします。特に、この法律案におきましては指導が不適切であるかどうか判断されますことから、判断の対象となったことが外部の者に知られることは、当該教員のプライバシーの重大な侵害になりかねないわけでございします。

そういう意味で、個々の教員に関する具体的な判断につきましては、当該教員のプライバシーに配慮することが大変必要なわけでございまして、各都道府県においてそういう意味で適切に対応されるよう、私どもとしては指導をしてまいりたいと考えているところでございします。

○山内(憲)委員 指導というのは文書によってでしょうか。その部分を、済みません、急いでそのところをお願いいたします。

○矢野政府参考人 法律が御了解いただきますれば、施行通知、施行通達を出す予定でございしますので、そういう中で今御指摘の点も検討してまいりたいと思っております。

○山内(憲)委員 わかりました。

次なんですけれども、本人の同意によることなくということについて、もう一度、今言われまし

たけれども、本人に同意することなくとなれば、当然本人に不服が生じることがあり得ると思うのですけれども、この不服審査はどのようになるのでしょうか。

○矢野政府参考人 地方公務員法による不服申し立てができるわけでございします。

○山内(憲)委員 地方公務員法ということで受けとめさせていただきますが、これは配転職種です。本人の同意を得ることが私は基本的な人権として重要だと思います。その意味で、このことは本人の同意を盛り込む努力をされるおつもりがあるかないか、お聞かせください。

○矢野政府参考人 これは、市町村に身分を有する者が都道府県の身分に変わるわけでございします。が、実質は、同じ公共団体でございすれば転任処分でございします。そういう意味で、これは本人の同意をもとと要するものではございしません。

○山内(憲)委員 これは、基本的にはやはり本人の同意ということをしきんと文章化する、法律化すること、私としては必要なことではないかというふうに思っています。次にいきます。

指導が不適切という問題は、できればそういう状況は最初から起こらないことが望まれると思うのです。特に、大学で教員養成課程を勉強してくるわけですから、そういう状況の中で、教育実習のことをさっきお答えいただきましたけれども、教育実習は、子供たちとの関係で、自分がこの仕事をしていくかどうかを本心に自分が結論を出す大変重要なときだと思います。その意味では、採用とも関係があると思うのです。その意味で、このところは重要な場所です。それから初任者研修というのも行われているのです。現職研修というのも行われているのです。

その部分の中で、皆さんが先ほど言われましたけれども、子供の心を受けとめられないというようなことがその中にあるのですけれども、確かに私も、教育実習、大学の学生を私の教室で受け入れて、一月一緒に授業をしてもらった体験を持っています。事実、指導案を書くというのは大変上

手です。学校で勉強してきた成果があつて、あしたの授業に対しての準備もなかなか見事です。私が自分で勤めたときのことを考えれば、はるかに今の学生の方が立派だと思ふような学生に私は会うことができませんでした。

でも、たまたまちよつとした子供たちのトラブルがあつたとき、もう自分はどうしていいかわからないという状況でした。私が見に行きましたら、その子は、実はきょう学芸会があつて、緊張きままりない状況で、涙を流して騒いでいた状況でした。それは、私が手をつないであげるだけで落ちつくようなことでした。そういうようなことは、できれば教員養成の段階でしっかりとそういうことを体験してくるなりするような研修であれば、後からこんな処分なんて必要ない社会になるというふうに思います。

その意味で、教員養成の段階での子供との対応、先日聞きました、板書、辺倒だとか、あんなものは、もう学校で指導しておけば十分できることじゃないでしょうか。

それから、声の出し方に何か抑揚が云々と言われたのがちよつと頭に残つたのですけれども、私はどちらかというと抑揚があつてしゃべる、自分の感情がこもる方なんです。勤めたときに先輩は何と言つたかという、特に国語の授業をするときは、一度目は淡々と読んであげるの、一番いいとおっしゃつたのです。それで、それはどうしてかと先輩に聞きましたら、担任の感情を押しつけるのではなく、子供たちが真つさらな気持ちでこの物語につき合うのには、淡々とした読み方がいい。ある意味で、私は現場の先輩から指導方法も習いました。

でも、今回の場合は、初任者研修もあるわけですから、この研修がどのような内容で行われているか、お聞かせいただきたいと思います。

○矢野政府参考人 御指摘のように、指導力を含め、教員の資質、能力の向上を図りますためには、養成、採用、研修それぞれ段階を通じた施策の体系的、総合的な推進が必要であるわけでござい

まして、これにつきましてはさまざまな施策を講じて、そうした事業の充実に努めているところであるわけでございします。

そこで、先ほど初任者研修についてのお尋ねでございましたが、初任者研修につきましては、これは平成元年度から、小学校から始まって段階的に実施しているものでございまして、御案内のように、公立学校の新任教員に対して、採用の日から一年間を実施する、そういう実践的研修であるわけでございします。

具体的には、学級経営や教科等の指導につきまして、指導教員が中心になって、学校内の研修として指導助言を行うという形態が一つでございします。週二日、年間六十日以上という形で行われているわけでございします。もう一つは、研修センター等におきまして講義等を受講する、そういう校外研修の形で実施されているものでございまして、週一日、年間三十日以上実施されているわけでございします。

このような初任者研修を通じて、採用から一年間を実施する実践的な研修としてこの事業を実施しているところであるわけでございします。

○山内(憲)委員 その研修を何度も何度もしても、なおかつ指導に不適格とおっしゃられるまでの過程の部分についていえば、このことが、私は本心に教職員を萎縮させなければいいというふうに思います。

それで、私は、私のクラスでちよつと問題が起つたときに、隣の先輩が私に言ってくれた言葉を今も忘れないのですけれども、担任はこの子がいなければいいと考えることだけはするな。私は、あのアドバイスは生涯忘れない言葉です。先日、西議員もおっしゃつて、褒めることから始める、この重要性をおっしゃっていました。教職員もそうだと思います。

例えば、立派な授業をしていたから表彰なんて、そんなような褒められ方が必要なのではないと私は思います。私が新卒のとき、公開授業を引き受けるときに管理職の方が言つたのは、いい授

業をしようと思う必要はない、初めに材料をどうやって準備するか知っておくといひ、そう言つてアドバイスをいただいて、私は忘れもしない、理科の授業で万華鏡をつくる授業をした日のことを思い出します。三枚のガラスをガラス屋さんで切つてもらつて、それから子供たちに、あのとき西洋紙という言葉を使つていましたけれども、自分の墨で真っ黒に塗つた、その墨の乾いたこの紙を合わせて三面の万華鏡をつくりました。

そして、授業をしたあの日のことを私は思い出しますが、決して私は、そのときいい教員、指導力を持つていたとは自分で思いません。もしこういう項目があつたら、三年もしないうちに私はこの場から消えなくちやならないような要素をいっぱい持つていたような気がします。しかし、当時私の自分の力のなさは相反して、この三十年間の中で一番悩んだ時期でありながら、子供たちとのパイプは今も続いています。先ほど言つたのは、指導の力だけではない、教育の力というのは、ほかの魅力その他にもあると私は思っています。

実は、この万華鏡の授業をしたときに、校長が私に言つたせりふは、これも私は自分でうれしかつたからなんですけれども、授業は下手くそだつたけれども笑顔がよかつた。本当にそれを言われることが、私は、次の日から、先生をやめたいと思わない日々を何日間も過ごすことができました。

でも、三年間ぐらひやはり悩みましたから、そのことでは、ちよつとここで、重松さんという作家の方がおつしやつていたんですけれども、さつきの指導力と教育の、教育者という言葉が世の中にはありますけれども、それは違ふんだということを説明しておきたいと思ひます。

小出監督があつたマラソンの選手を指導した、あれは指導者であるけれども教育者ではないんじゃないか、それは教育者の要素もありまふけれども、大きく分けたら話です。学校の指導力がないうといふような発想よりは、これだつて欠けてゐるのは指導力ではないんじゃないかということ

をこの方は言つてゐるんです。そして、もし担任に求心力がないとしたら、体罰などというところで抑えつけてしまふんじゃないかという心配をこの方はなさつてゐるんです。

今回の処分行政は、ある意味で、この自分の力の問題を、強制的に学校現場をつくつていけない人の処分という発想に來てしまつていないかなというのもちよつと懸念してゐるところです。

例えば、指導力というのなら、陸上部の才能ある選手を伸ばすような力を指導力、しかし、教育力ということでは、マラソンなんてかつたリイ・ジョーと書いてゐるんですが、そう言ひながらだんだん走つてゐる人を最後まで走らせるような力をいうのだ、例えば英語を得意にさせるだけなら指導力だ、しかし、英語を好きにさせようと思つたらこれは指導力だけではだめだとこの方は言つてゐます。

それで、もう一つなんですけれども、これは全部が全部ではないですけれども、この方の印象でいうと、管理教育の問題がこのところ取りざたされてゐるけれども、なぜか管理教育をしてゐる県が高校野球が強いんだよね、これは全部がではありまふから誤解のないようにお聞きください、それから、卒業式などに警官を導入した割合が高いんですよねとおつしやつてゐるんです。

私は、日本で、スポーツで鍛えた、そしてその子供たちが大きな試合に行つて、せつかく持つてゐる力を発揮できないことが随分あつたように思ふんです。そのときに私は、ニュージールランドのオールブラックスチームのラグビーの監督が日本に來て、日本の選手の、それこそ指導の仕方が違つたんです。日本は過程ということ一本やりで言つていく方向がとて目につく、でも、子供の心を解放してあげなければだめなんだ。その意味では、もしかしら、あの小出さんあの高橋選手の心を解放させる力を持つていたと思うので、ある意味では教育をなさつたんじゃないかというふう

に思ひます。その意味で、指導力というこの点だけで判定

をするというやり方に間違いがあると私は思つてゐます。

それで、最後なんですけれども、危機に瀕する日本の教育と言ふのであれば、今回の教育改革国民会議の底流を流れてゐる思想こそ、私は、今後の日本を危機に瀕する状況にするのではないかと思ひます。子供たちの伸びようとする力に対して本当に優しいまなざしがない。

私は、今、これは新聞からいただいた記事なんですけれども、現代の指導者層に決定的に不足しているのは、各審議会答申に出てくる創造力でも独創性でもなく、他者の心や境遇に対するごく常識的な想像力と、人間としての最低限の優しさですと言つてゐるんです。

私は、今、学校の教職員にももつと励ましの、今こんな難しい時代だからこそ、教職員の皆さんがこんなふう頑張つてゐることをもつとくみ上げて文部行政は進めていただきたい。

私は、処分や子供の問題行動の排除などで、それから押しつけの奉仕活動では、子供たちはよみがえらないどころか、不登校もいじめもつと深刻化するだろうというふうに思ひます。

あえて質問は最後しないで、私の意見として終わらせていただきます。

○高市委員長 次回は、来る五日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五分散会

平成十三年六月二十日印刷

平成十三年六月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K